

第四次柏崎市雪対策基本計画 (令和8(2026)年度～令和11(2029)年度)

－市民ぐるみでつくる 雪に強いまち かしわざき－



柏 崎 市
令和8(2026)年3月

目次

本計画の策定に当たって	1
1 策定の趣旨	1
2 基本理念	1
3 位置付け	3
4 目的	4
5 期間	4
6 背景	4
前計画の施策の取組状況と今後の方針	6
1 施策の取組状況	6
2 今後の方針	12
計画の目標	14
1 達成目標	14
2 計画目標	14
目標達成のための施策の展開	15
目標 1 降雪期の円滑な道路交通の確保	16
1 除雪水準の向上	17
2 除雪体制の確保	19
3 バス・鉄道等公共交通の冬期安全運行対策の実施	20
4 効率的な除雪体制づくりの推進	20
5 道路の維持及び交通の確保	21
目標 2 雪に強いまちづくりの推進	23
1 安全な生活道路の整備の推進	24
2 歩道整備及び歩道除雪の推進	24
3 消雪パイプの計画的な維持管理の推進	25
4 雪に強い道路施設整備の推進	26
5 雪に強い住環境整備への支援	27
目標 3 市・市民・事業者による協働の推進	28
1 雪処理のマナー向上に向けた取組	29
2 地域ぐるみで助け合う（支え合う）体制づくり	29
3 高齢者等の要配慮者に対する支援	30
4 狭い道路の除雪への支援	32

5	除雪ボランティアの育成と支援	33
6	空き家の適正管理の推進	34
7	安全な除雪作業の推進	34
目標 4	豪雪時の対応と体制の確立	36
1	豪雪時における体制の確立	37
2	豪雪に伴う災害救助の実施	38
3	豪雪時（異常降雪時）における道路交通の確保	39
4	消防体制の確保	40

資料編

本計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

本市は、降雪期における住みよいまちを築くため、「新潟県柏崎市雪に強いまちづくり条例」の規定に基づき、平成 24(2012)年 2 月に「柏崎市雪対策基本計画」を策定し、市民及び事業者と連携して雪に関する総合的な施策を推進してきました。

この度、令和 8(2026)年度からスタートする本市の最上位計画「柏崎市第六次総合計画」（以下「第六次総合計画」という。）や、「第三次柏崎市雪対策基本計画」（以下「第三次基本計画」という。）における取組の成果等を踏まえ、今後も持続可能な雪対策を推進するため、「第四次柏崎市雪対策基本計画」を策定します。

2 基本理念

「新潟県柏崎市雪に強いまちづくり条例」の目的や同条例に規定されている市・市民・事業者それぞれの責務に基づき、雪対策を進めていきます。

市は市民の生活を守るため、社会情勢などの本市を取り巻く環境や市民ニーズなどに対応した以下の施策を推進します。

- ・ 道路交通の確保のために行う除雪に関する事項
- ・ 雪に強い都市基盤整備に関する事項
- ・ 市民等の自主的な雪処理に対する支援に関する事項
- ・ 特に援護を必要とする世帯の雪処理の支援に関する事項

市民及び事業者は、主体的かつ自主的に雪処理を行い、道路除雪への協力や地域ぐるみの雪処理を進めていくことで、本市における降雪期の快適な生活環境の確保を図ります。

新潟県柏崎市雪に強いまちづくり条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、市民ぐるみで雪への課題に対応するため、市、市民及び事業者の果たすべき役割を明らかにし、もって互いの協力により雪を克服し、降雪期における住みよいまちを築くことを目的とする。

（市の役割）

第2条 市は、この条例の目的を達成するため、雪に関する総合的な施策を市民及び事業者（以下「市民等」という。）と連携して推進するよう努めなければならない。

（市民の役割）

第3条 市民は、自主的な雪処理に努めるとともに、雪処理に関し互いに協力し、助け合うものとする。

（事業者の役割）

第4条 事業者は、事業活動を行うことに伴う社会的責任を自覚し、雪処理を行うに当たっては、他の迷惑とならないように自らの責任において適正に処理するものとする。

2 事業者は、地域の雪処理に関する活動において市民と協力し、助け合うものとする。

3 事業者は、国、県及び市が実施する雪処理に関する施策等に協力するものとする。

（基本計画）

第5条 市は、第2条に掲げる施策の推進を図るため、雪への課題に対応する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 道路交通の確保のために行う除雪に関する事項

（2） 雪に強い都市基盤の整備に関する事項

（3） 市民等の自主的な雪処理に対する市の支援に関する事項

（4） 特に援護を必要とする世帯の雪処理の支援に関する事項

（5） 前各号に掲げるもののほか、雪処理に関し必要な事項

3 市は、道路交通の確保等を効率的に行うため、毎年度、当該年度の車道及び歩道等の除雪に関する計画（以下「除雪計画」という。）を策定し、公表するものとする。

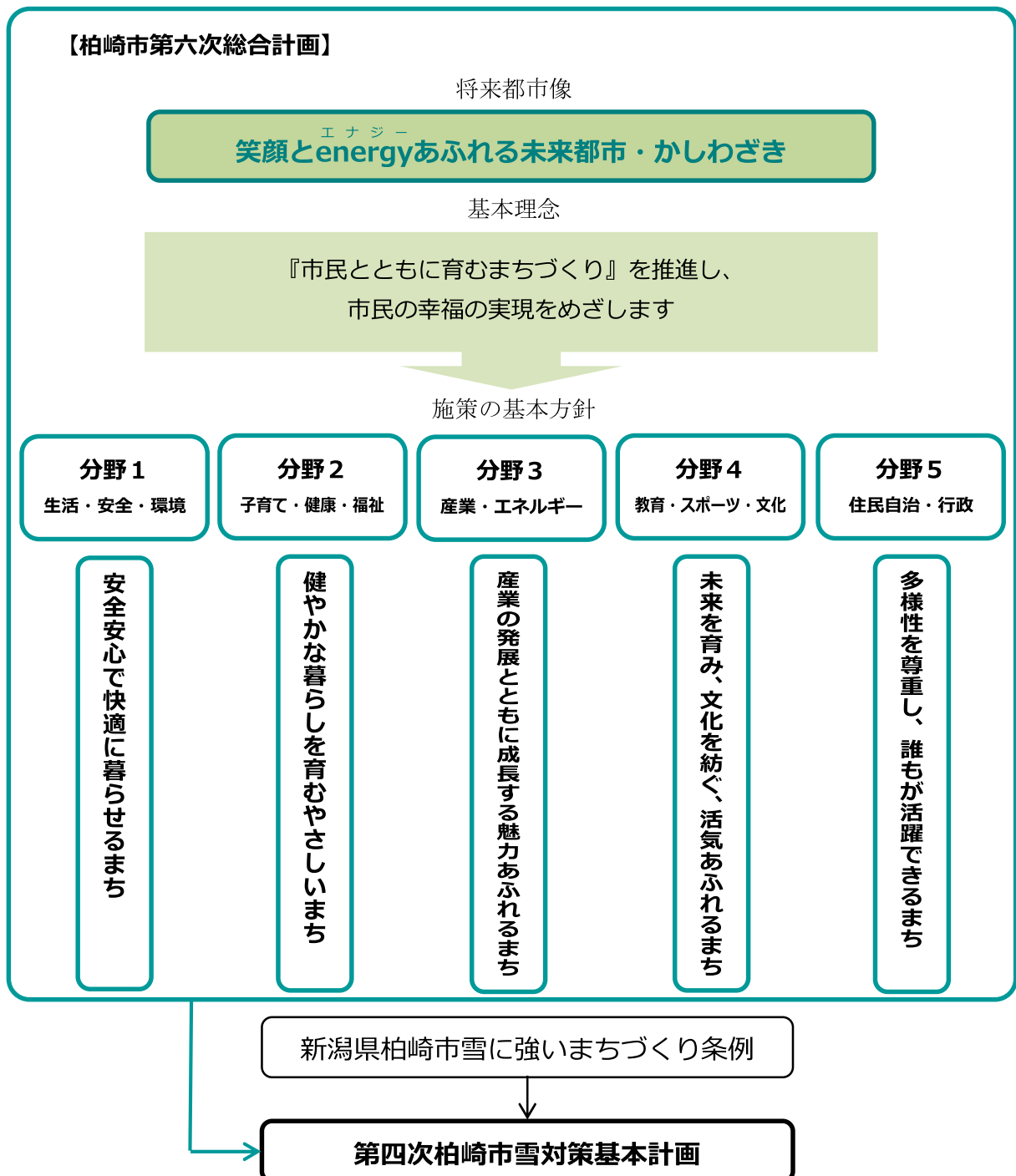
4 市は基本計画を策定又は変更するに当たっては、広範な市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 市は、基本計画及び除雪計画の実施に当たっては、市民等に当該計画の周知を図り、市民等の協力が得られるよう努めなければならない。

3 位置付け

本計画は、「新潟県柏崎市雪に強いまちづくり条例」で定めた雪への課題に対応する基本的な計画であり、雪に関する総合的な施策を進めるための基本的な事項や方向性を示す計画として位置付けます。

また、本計画は、「第六次総合計画」と整合を図るため、生活・安全・環境分野の基本方針である「安全安心で快適に暮らせるまち」を踏まえた計画目標を示すとともに、「第六次総合計画」の策定に当たって実施した「市民アンケート」を基に、達成目標を設定します。



4 目的

特別豪雪地帯（一部豪雪地帯）である本市における持続可能な雪対策の方向性を定め、「第六次総合計画」に掲げる施策「安全安心で快適に暮らせるまち」を推進することにより、継続的に降雪期における住みよいまちの構築を図ることを目的とします。

5 期間

計画の期間は、「第六次総合計画前期基本計画」と同様に、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間とします。

6 背景

（1）少子高齢化の加速

- ・本市の人口は、昭和50(1975)年から平成7(1995)年にかけて増加していたものの、平成7(1995)年をピークに減少が続いています。
- ・令和7(2025)年11月末時点の本市の人口は74,992人となっており、65歳以上老年人口の割合は36.2%を占めています。
- ・少子高齢化による、各世帯における雪処理の担い手不足への対応が求められます。

（2）厳しい財政状況

- ・本市の財政見通しは、深刻な人手不足に加え、物価高騰が長期化する中、節減が困難な義務的経費や公共施設の老朽化に伴う経費の増嵩などの影響を受けて、一般財源に不足が生じている状況にあり、この財源不足を補うため、財政調整基金及び減債基金の取崩しを行うことにより、収支の均衡を図っていますが、財源の確保や有効活用が求められます。財政状況は将来的には厳しい状況が想定されます。
- ・厳しい財政状況の中、行政だけで雪処理を担うことが困難になっており、持続可能な雪対策を進めるには市民や事業者との協力が必要です。

(3) 市民ニーズの傾向

ア 第六次総合計画基本構想・前期基本計画策定における市民アンケート

(令和6(2024)年度)

- ・令和6(2024)年度に実施した、まちづくりについての市民アンケートによると、除雪対策の強化に対して「満足」、「どちらかといえば満足」の割合が37.6%、「どちらかといえば不満」、「不満」の割合が54.3%と、令和2(2020)年度のアンケート結果より「満足」、「どちらかといえば満足」の割合は7.2ポイント減少し、「どちらかといえば不満」、「不満」の割合は9.2ポイント増加した結果となっています。
- ・同アンケートにおける除雪に対する自由意見では、「除雪の技術を上げて欲しい」、「大雪時、道路の除雪をしっかりとしてほしい」などの要望が寄せられています。

イ 市道除雪に関する意見・要望

- ・令和2(2020)年度から令和6(2024)年度における5か年の平均件数は231件であり、毎年多くの意見要望が寄せられています(最大が令和4(2022)年度で397件、最小が令和5(2023)年度で115件)。
- ・意見要望の中で「構造物等の破損通報」が26.6%、次いで、「樹木、電線等による除雪障害通報」が15.9%と多く、豪雪の年は「雪壁、堆雪への苦情、要望」の割合が多い傾向にあります。

(4) 豪雪の発生

- ・豪雪の発生は、平成27(2015)年度から令和6(2024)年度までの過去10年間で、2回記録しています。

表-1 年度別累計降雪量 (cm)

	柏崎総合 高校	北条武石 トンネル	中鯖石	鵜川小学 校跡地	西山町 事務所	高柳町 事務所
令和2(2020)年度	352	825	603	1,275	404	929
平成29(2017)年度	408	662	565	1,234	586	1,066

表-2 年度別最大積雪深 (cm)

	柏崎総合 高校	北条武石 トンネル	中鯖石	鵜川小学 校跡地	西山町 事務所	高柳町 事務所
令和2(2020)年度	140	192	224	335	134	280
平成29(2017)年度	91	193	171	279	130	240

前計画の施策の取組状況と今後の方針

1 施策の取組状況

第三次基本計画に掲げた施策の令和 4(2022)年度から令和 6(2024)年度までの取組状況について関係各課へのヒアリングを実施し、その結果から施策の達成状況を「○」「△」「▲」で評価しました。

なお、雪対策は、継続して取り組む必要があるため、「○」評価であっても引き続き施策を推進することで、取組の定着を図るものとします。

【取組状況の評価凡例】

「○」：施策を推進する取組を実施した。

「△」：施策を推進する取組が一部未実施であるが、今後実施予定である。

「▲」：施策を推進する取組を実施するには、内容の再検討が必要である。

目標① 降雪期の円滑な道路交通の確保

将来にわたって安定的な除雪体制の確保を図り、降雪期における円滑な道路交通の確保を目指します。

施策	施策の推進（取組内容）	取組状況	主な実績等	今後の対応
1 除雪水準の向上	除雪水準の確保	○	・除雪出動基準により、新雪除雪、圧雪処理、排雪作業などを適切に実施した。 ・市民や事業者の意見を参考に除雪水準を確保した。	継続
	除雪事業者に対する講習会等の開催	△	・新型コロナウイルス感染症対策により実施できなかった。	継続
	冬期歩行者空間の確保及び計画外歩道除雪への支援	○	・歩道除雪「雪みち計画」の推進と小型除雪機械購入・町内除排雪費の補助を行った。	継続
2 除雪体制の確保	新規事業者の確保	○	・柏崎建設業協同組合と連携を取りながら、除雪体制を確保した。	継続
	除雪事業者を対象とした若年層のオペレーター育成支援	○	・「新潟県柏崎市除雪オペレーター育成支援事業」により11事業者(19名)へ補助を行った。	継続

施策	施策の推進（取組内容）	取組状況	主な実績等	今後の対応
2 除雪体制の確保	市所有の除雪機械の増強・貸与	○	・市所有除雪機械の計画的更新やリースにより、貸与車増強を図った。(令和 2(2020)年度 114 台→令和 6(2024)年度 120 台)	継続
	車道除雪と歩道除雪の連携体制の強化	○	・車道と歩道の除雪事業者間で連絡網を整備し、連携を強化した。	継続
	近接した車道除雪事業者間の情報共有の強化	○	・近接する除雪事業者間で連絡網を整備し、情報共有を強化した。	継続
3 バス・鉄道等公共交通の冬期安全運行対策の実施	運行事業者との連携による安全かつ安定した運行の確保	○	・バス事業者と除雪連絡会議や、冬期前の意見交換を実施した。また、連絡網を整備するとともに、シーズン中は情報の相互交換を実施した。	継続
	事業者等のホームページや市防災行政無線での情報提供	○	・豪雪時の公共交通の運行状況について、市のホームページ、防災無線、FMピッカラによる情報提供を実施した。	継続
	鉄道事業者に対する防風柵、防雪柵等の設置要望	○	・鉄道事業者に対し、豪雪時、強風時にける安全・安定運行の確保、除雪体制強化を要望した。	継続
4 効率的な除雪体制づくりの推進	GPSを活用した位置情報・稼働記録装置の導入	○	・GPSによる位置情報・稼働記録装置を導入したことにより、除雪車両の位置情報をリアルタイムに把握し、除雪車両の運行管理と地域住民へのサービスを向上させた。	完了
	ワンオペレーター除雪に向けたシステムの調査・研究	○	・複数のカメラ及び室内モニターを設置する等、ワンオペレーター作業に向けたシステムの調査・研究を行った。	継続

目標② 雪に強いまちづくりの推進

安全な生活道路や歩道の整備を推進するとともに、消雪パイプの計画的な維持更新、降雪期間の生活確保が困難な世帯や集落への支援の拡大、雪に強い住宅建設への支援により、雪に強いまちづくりを進めます。

施策	施策の推進（取組内容）	取組状況	主な実績等	今後の対応
1 安全な生活道路の整備の推進	地域との連携による生活道路整備の推進	○	<ul style="list-style-type: none"> ・市道 43 路線の整備を実施した。 ・資材支給による地域の自主的な道路整備と市の側溝工事等、除雪に支障のない道路への整備を実施した。 	継続
	機械除雪が可能な道路整備の推進			
2 歩道整備及び歩道除雪の推進	歩道整備の推進	○	・市道 2 路線の整備を実施した。	継続
	歩道除雪の推進	○	・国道 63.56km、県道 51.40km、市道 58.50km、計 172.96kmの歩道除雪を実施した。	継続
	国・県と連携した歩道除雪事業者と除雪機械の適切な配置	○	<ul style="list-style-type: none"> ・「雪みち計画」を毎年見直し、事業者の適切な配置を行った。 ・除雪能力向上のため、小形除雪車の購入更新を行った。 	継続
3 消雪パイプの計画的な維持管理の推進	消雪パイプの定期的な点検や計画的な更新工事の実施	○	・定期点検結果に基づき、計画的に消雪パイプの更新を実施した。	継続
4 雪に強い道路施設設備の推進	雪崩の発生を防止する施設の維持管理	○	・雪崩防止柵の維持管理を実施した。	継続
	吹きだまり防止柵、防雪柵の設置	△	<ul style="list-style-type: none"> ・吹きだまり防止柵 2 箇所を設置した。 ・今後、防雪柵を必要に応じて設置する。 	継続
5 雪に強い住環境整備への支援	新築・増改築時における屋根雪等の堆雪場所確保への支援	○	・確認申請時、聞き取りを行い適切な雪処理を行えるよう助言を行った。	継続
	耐雪式、融雪式住宅への支援	○	・確認申請時、堆積場所のない建物については、耐雪式や融雪式を勧めた。	継続
	「克雪すまいづくり支援事業」による支援	○	<ul style="list-style-type: none"> ・克雪化改修工事 4 件の補助を実施した。 ・雪下ろし作業時の転落防止のためのアンカー設置 6 件の補助を実施した。 	継続

目標③ 市・市民・事業者による協働の推進

市は市民等の主体的かつ自主的な雪処理に対する支援を実施するとともに、市・市民・事業者が、それぞれの役割を自覚し、責務を果たすことにより、降雪期における住みよいまちを築くため、協働による雪対策の推進を図ります。

施策	施策の推進（取組内容）	取組状況	主な実績等	今後の対応
1 雪処理のマナー向上に向けた取組	マナー向上に向け、広報、ホームページによる啓発	○	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、ホームページへの掲載を行った。 ・パンフレットに代わり、広報の充実や町内回覧を実施した。 	継続
	広報、ホームページによる情報の提供や相談窓口の周知	○	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を広報とホームページへ掲載し、情報提供を実施した。 	継続
2 地域ぐるみで助け合う（支え合う）体制づくり	広報、ホームページによる市民意識の啓発	○	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、ホームページを通じた意識の啓発を行った。 ・広報において除雪への協力依頼を実施した。 	継続
	「地域で支え合う除雪支援事業」による支援	○	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域で支え合う除雪支援事業」を通じ、除雪活動に取り組む町内会等に補助金による支援を実施した。 	継続
3 高齢者等の要配慮者に対する支援	要配慮者世帯の情報共有	○	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会との連携による、要配慮者世帯の把握を行った。 ・民生委員との要配慮者世帯に関する情報共有を行った。 	継続
	除排雪の担い手確保	○	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域で支え合う除雪支援事業」を通じた、地域の支え合いによる支援体制づくりを実施した。 ・降雪期前に柏崎建設業協同組合、柏崎刈羽建築組合、柏崎森林組合に要配慮者世帯の除雪を依頼した。 ・柏崎市社会福祉協議会ホームページにおける除雪ボランティアの募集を行った。 	継続
	「冬期集落安全・安心確保対策事業」に該当する集落への周知と事業化への支援	○	令和 4(2022)年度 11 地区 16 集落 令和 5(2023)年度 11 地区 18 集落 令和 6(2024)年度 11 地区 18 集落 令和 7(2025)年度 対象地域を拡大し実施予定	継続
4 狭い道路の除雪への支援	「道路除排雪費補助金」による支援	○	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年 199～207 件の補助金を交付した。 	継続

施策	施策の推進（取組内容）	取組状況	主な実績等	今後の対応
4 狭い道路の除雪への支援	「小型除雪機械整備事業補助金」による支援	○	・毎年 10 件程度の補助金を交付した。	継続
5 除雪ボランティアの育成と支援	除雪ボランティア活動の周知	○	・柏崎市社会福祉協議会のホームページや Facebook で活動の様子を周知した。また書面郵送にて関係者へ周知した。今後は民生児童委員協議会定例会へ出席し、周知を行う。	継続
	除雪ボランティアの育成	○	・柏崎市社会福祉協議会ホームページや Facebook、ボランティアセンター公式 LINE で除雪ボランティアを募集し、現場体験による育成を実施した。	継続
	除雪ボランティアのニーズの調査	○	・依頼者の固定化につながり、また事務も煩雑になっていたことから、事前登録を中止し、町内会長や民生委員から直接相談を受け付けた。	継続
6 空き家の適正管理の推進	空き家所有者等に対する行政指導	○	・積雪による倒壊の危険や、屋根雪の落雪の相談を受け、空き家所有者・管理者への行政指導を実施した。	継続
	緊急安全措置による対応策の実施	○	・空家特措法に基づく行政指導と、空き家条例による緊急安全措置を実施した。	継続
	空き家バンクの推進による空き家発生抑制	○	・空き家の利活用を図るため、空き家バンクの運用を行っている。	継続
7 安全な除雪作業の推進	「克雪すまいづくり支援事業」による支援	○	・克雪化改修工事 4 件の補助を実施した。 ・雪下ろし作業時の転落防止のためのアンカー設置 6 件の補助を実施した。	継続
	広報、ホームページなどによる啓発	○	・事故防止の啓発を実施した。	継続

目標④ 豪雪時の対応と体制の確立

豪雪時や豪雪災害時においても、より一層、組織的で充実した円滑な対応と体制の確立を目指します。

施策	施策の推進（取組内容）	取組状況	主な実績等	今後の対応
1 豪雪時における体制の確立	地域との連携・協力の推進	○	<ul style="list-style-type: none"> 豪雪時には、各地区の民生委員が要配慮者の安否確認をした。また、各町内会長から地区へのヒアリングをし、除雪事業者への要請を行った。 令和 4(2022)年 12 月に消防団の出動を要請した。 	継続
	雪崩の監視及びパトロールの強化	○	<ul style="list-style-type: none"> 雪崩発生基準を設け、重点確認箇所の監視及びパトロールの強化体制を維持した。 令和 4(2022)年度 8 回実施 令和 6(2024)年度 26 回実施 	継続
2 豪雪に伴う災害救助の実施	指定観測点の機械化及び雪による被害状況の把握	△	<ul style="list-style-type: none"> 指定観測点 6 箇所で観測し降積雪状況をホームページで周知 今後、豪雪災害対応時により迅速な意思決定を行えるよう、観測施設の機械化を検討する。 	継続
	市災害救助規則に基づく救助の実施	○	<ul style="list-style-type: none"> 令和 4(2022)年度の災害救助法適用時に自衛隊派遣を要請し、道路上に多数取り残された車両(運転手)の救助を実施した。 	継続
3 豪雪時（異常降雪時）における道路交通の確保	緊急確保路線の指定による緊急車両・物流の通行、バス等公共交通路線等の確保	○	<ul style="list-style-type: none"> 異常降雪時における緊急確保路線を選定(64.5km)し、優先的に除雪を実施した。 	継続
4 消防体制の確保	出動体制の確保	○	<ul style="list-style-type: none"> 令和 4(2022)年度及び令和 6(2024)年度に1次体制による水利除雪を実施した。 積雪時の消火栓・防火水槽の確保について広報及びホームページで啓発した。 令和 4(2022)年 12 月に消防団の出動を要請。消防水利等の除雪を実施した。 	継続
	火災予防等の徹底	○	<ul style="list-style-type: none"> ホームページに灯油流出事故防止の記事を掲載し、一般家庭への啓発協力を依頼した。 	継続

2 今後の方針

第三次基本計画の取組を継続しながら、新規施策を加え、引き続き施策の推進を図ります。新規に取組を行う施策について、以下のとおり今後の方針を示します。

目標	施策	取組内容	今後の方針
【目標1】 降雪期の円滑な道路交通の確保	4 効率的な除雪体制づくりの推進	運転支援ガイダンス装置の調査・研究	DXの活用を調査し、経験の浅いオペレーターの技術的支援やワンオペレーター除雪の導入に向けたシステムを研究します。
	5 道路の維持及び交通の確保	除雪支障物の調査及びパトロールの強化	降雪前の現地調査を強化し、予防保全による倒木等の支障物発生を抑制します。
		倒木処理における除雪事業者や電力事業者等との連携体制の強化	倒木発生から撤去までに要する時間を短縮し早期除雪再開を行うため、除雪事業者及び電力事業者や通信事業者との連携を強化します。
		災害時における緊急避難路の確保	災害時における緊急避難路を確実に確保するため、国・県と連携して除雪を実施します。
【目標3】 市・市民・事業者による協働の推進	1 雪処理のマナー向上に向けた取組	私有地における倒木対策の依頼	倒木のおそれのある樹木の所有者に対し、倒木対策を依頼することにより、危機意識と責任意識の向上を図ります。
【目標4】 豪雪時の対応と体制の確立	1 豪雪時における体制の確立	国・県・北陸自動車道の関係機関及び周辺自治体との広域連携の強化	広域連携による事前の情報共有により、集中降雪による混乱や除雪遅延を最小限に抑えます。

第三次基本計画の目標及び施策に対する主な実績と今後の方針

【目 標】	【施 策】	【施策の推進】	【主な実績と第四次基本計画の方針】
降雪期の円滑な 道路交通の確保 【目標1】	1 除雪水準の向上	①除雪水準の確保 ②除雪事業者に対する講習会等の開催 ③冬期歩行者空間の確保及び計画外歩道除雪への支援	【目標1】降雪期の円滑な道路交通の確保 ・新雪除雪、圧雪処理、排雪作業などを適切に実施した。 ・「雪みち計画」の推進と町内会への小型除雪機械購入等の補助を行った。 ・柏崎市建設業協同組合と連携を取りながら、除雪体制を確保した。 ・除雪オペレーター育成支援事業により除雪事業者へ補助を行った。 ・除雪機械の増強により、除雪体制の強化につながった。 ・歩車道の除雪事業者間で連絡網を整備し、情報共有を強化した。 ・バス事業者との連携を図り、バス路線の除雪や豪雪時の運行状況に関する情報を市のホームページや防災無線等による提供により、安全で安定した運行につながった。 ・鉄道事業者に対し、豪雪時、強風時における安全・安定運行の確保、除雪体制強化を要望した。 ・GPSによる位置情報・稼働記録装置を導入し除雪車両の運行管理と地域住民へのサービスを向上させた。 ・カメラや室内モニターを設置し、ワンオペレーター作業に向けたシステムの調査・研究を行った。 今後の方針 これまでの施策の継続と、以下の新規施策の推進を図る。 ・運転支援ガイダンス装置の調査・研究 ・除雪支障物の調査及びパトロールの強化 ・倒木処理における除雪事業者や電力事業者等との連携体制の強化 ・災害時における緊急避難路の確保
	2 除雪体制の確保	①新規事業者の確保 ②除雪事業者を対象とした若年層のオペレーター育成支援 ③市所有の除雪機械の増強・貸与 ④車道除雪と歩道除雪の連携体制の強化 ⑤近接した車道除雪業者間の情報共有の強化	
	3 バス・鉄道等公共交通の冬期安全運行対策の実施	①運行事業者との連携による安全かつ安定した運行の確保 ②事業者等のホームページや防災行政無線での情報提供 ③鉄道事業者に対する防風柵、防雪柵等の設置要望	
	4 効率的な除雪体制づくりの推進	①GPSを活用した位置情報・稼働記録装置の導入 ②ワンオペレーター除雪に向けたシステムの調査・研究	
雪に強いまちづくり の推進 【目標2】	1 安全な生活道路の整備の推進	①地域との連携による生活道路整備の推進 ②機械除雪が可能な道路整備の推進	【目標2】雪に強いまちづくりの推進 ・市道整備、側溝工事等により除雪時に支障のない道路が拡大した。 ・「雪みち計画」による新規歩道除雪路線の決定により、降雪期の歩道の安全性が向上した。 ・消雪パイプの計画的な維持更新により、安全な生活道路・歩道の確保につながった。 ・雪崩防止柵の維持管理及び吹きだまり防止柵の設置を行った。 ・新築・増改築の確認申請時に堆雪場所の確保を要請するとともに、確保できない場合は、克雪住宅を勧めることで、克雪住宅の促進が図られた。 ・克雪住宅に対する補助制度の周知により、克雪住宅の拡大が図られた。 今後の方針 これまでの施策を継続し、取組の浸透を図る。
	2 歩道整備及び歩道除雪の推進	①歩道整備の推進 ②歩道除雪の推進 ③国・県と連携した歩道除雪事業者と除雪機械の適切な配置	
	3 消雪パイプの計画的な維持管理の推進	①消雪パイプの定期的な点検や計画的な更新工事の実施	
	4 雪に強い道路施設整備の推進	①雪崩の発生を防止する施設の維持管理 ②吹きだまり防止柵、防雪柵の設置	
	5 雪に強い住環境整備への支援	①新築・増改築時における屋根雪等の堆雪場所確保への支援 ②耐雪式、融雪式住宅への支援 ③「克雪すまいづくり支援事業」による支援	
市・市民・事業者による 協働の推進 【目標3】	1 雪処理のマナー向上に向けた取組	①マナー向上に向け、広報、ホームページによる啓発 ②広報、ホームページによる情報の提供や相談窓口の周知	【目標3】市・市民・事業者による協働の推進 ・広報、ホームページによる啓発と情報提供を実施した。 ・「地域で支え合う除雪支援事業」を通じ、町内会等に補助を行った。 ・要配慮者世帯を把握し、民生委員との情報共有が図られた。 ・除雪ボランティア、建設業協同組合・建築組合・森林組合による除雪支援を実施した。 ・小型除雪機械購入・町内除排雪費の補助制度により、地域ぐるみの除雪が促進された。 ・空き家所有者・管理者に対し行政指導を実施することで、積雪による倒壊の危険回避や屋根雪の落雪対策を行った。 ・空き家条例による緊急安全措置を実施した。 ・空き家バンクの運用を開始し、空き家の流通を促進した。 ・克雪化改修工事及び転落防止アンカー設置に補助を行った。 ・広報やホームページで事故防止の啓発を実施した 今後の方針 これまでの施策の継続と、以下の新規施策の推進を図る。 ・私有地における倒木対策の依頼
	2 地域ぐるみで助け合う（支え合う）体制づくり	①広報、ホームページによる市民意識の啓発 ②「地域で支え合う除雪支援事業」による支援	
	3 高齢者等の要配慮者に対する支援	①要配慮者世帯の情報共有 ②除排雪の担い手確保 ③「冬期集落安全・安心確保対策事業」に該当する集落への周知と事業化の支援	
	4 狭い道路の除雪への支援	①「道路除排雪費補助金」による支援 ②「小型除雪機械整備事業補助金」による支援	
	5 除雪ボランティアの育成と支援	①除雪ボランティア活動の周知 ②除雪ボランティアの育成 ③除雪ボランティアのニーズの調査	
	6 空き家の適正管理の推進	①空き家所有者等に対する行政指導 ②緊急安全措置による対応策の実施 ③空き家バンクの推進による空き家発生抑制	
	7 安全な除雪作業の推進	①「克雪すまいづくり支援事業」による支援 ②広報、ホームページなどによる啓発	
豪雪時の対応と 体制の確立 【目標4】	1 豪雪時における体制の確立	①地域との連携・協力の推進 ②雪崩の監視及びパトロールの強化	【目標4】豪雪時の対応と体制の強化 ・各地区の民生委員が要配慮者の安否確認を行った。 ・雪崩重点確認箇所のパトロールを実施した。 ・指定観測点6カ所の降積雪状況をホームページで周知した。 ・異常降雪時における緊急確保路線の選定により、体制が強化された。 ・消防団による消防水利の除雪を実施した。 今後の方針 これまでの施策の継続と、以下の新規施策の推進を図る。 ・国・県・北陸自動車道の関係機関及び周辺自治体との広域連携の強化
	2 豪雪に伴う災害救助の実施	①指定観測点の機械化及び雪による被害状況の把握 ②市災害救助規則に基づく救助の実施	
	3 豪雪時（異常降雪時）における道路交通の確保	①緊急確保路線の指定による緊急車両・物流の通行、バス等公共交通路線等の確保	
	4 消防体制の確保	①出動体制の確保 ②火災予防等の徹底	

計画の目標

1 達成目標

目標の達成度は、第三次基本計画と同様に「除雪対策の強化に対する市民満足度」（市民意識調査で除雪対策に対して満足、どちらかといえば満足との回答の割合）を指標とします。

直近（令和6(2024)年度）の調査では、満足度が37.6%と、目標値としていた50%に達しなかったうえに、令和2(2020)年度の44.8%から7.2ポイント減少しており、令和4(2022)年度の倒木による交通障害や大雪時の除雪遅延が影響し、満足度の向上につながらなかった。

そこで、これまでの雪対策に関する施策を計画的に進めながら、倒木及び大雪時の除雪遅延に係る新規施策を追加し、令和11(2029)年度の市民満足度50%を目指します。

市民満足度	令和6(2024)年度（現状）	37.6%	令和11(2029)年度	50%
-------	-----------------	-------	--------------	-----

2 計画目標

柏崎市第六次総合計画前期基本計画との整合を図りながら、市民満足度50%を達成するための計画として、以下の4つの計画目標を定めました。

①降雪期の円滑な道路交通の確保

将来にわたって安定的な除雪体制の確保を図り、降雪期における円滑な道路交通の確保を目指します。

②雪に強いまちづくりの推進

安全な生活道路や歩道の整備を推進するとともに、消雪パイプの計画的な維持更新、降雪期間の生活確保が困難な世帯や集落への支援の拡大、雪に強い住宅建設への支援により雪に強いまちづくりを進めます。

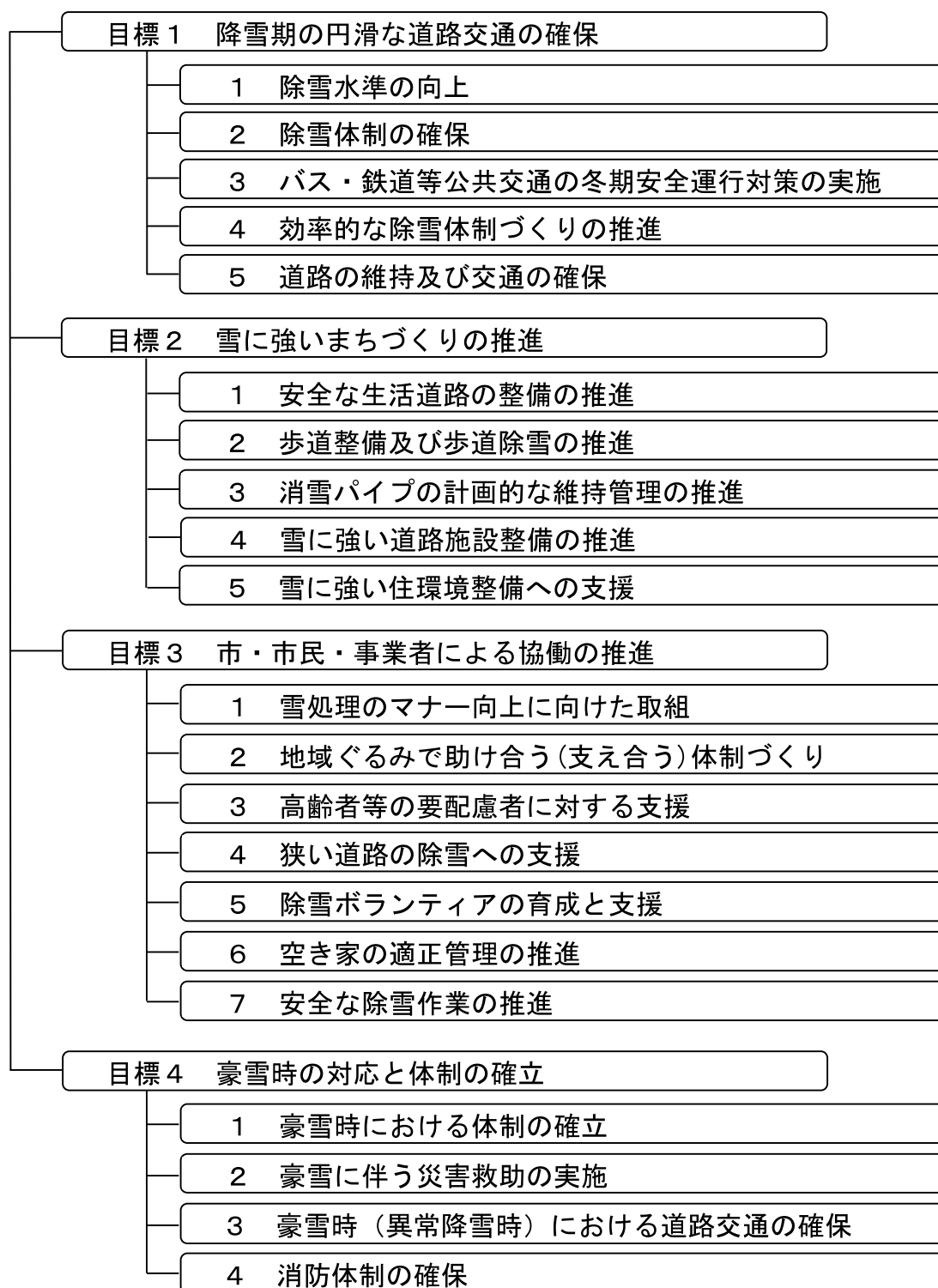
③市・市民・事業者による協働の推進

市は市民等の主体的かつ自主的な雪処理に対する支援を実施するとともに、市・市民・事業者が、それぞれの役割を自覚し、責務を果たすことにより、降雪期における住みよいまちを築くため、協働による雪対策の推進を図ります。

④豪雪時の対応と体制の確立

豪雪時や豪雪災害時においても、より一層、組織的で充実した円滑な対応と体制の確立を目指します。

目標達成のための施策の展開



目標 1 降雪期の円滑な道路交通の確保

【施策の方針】

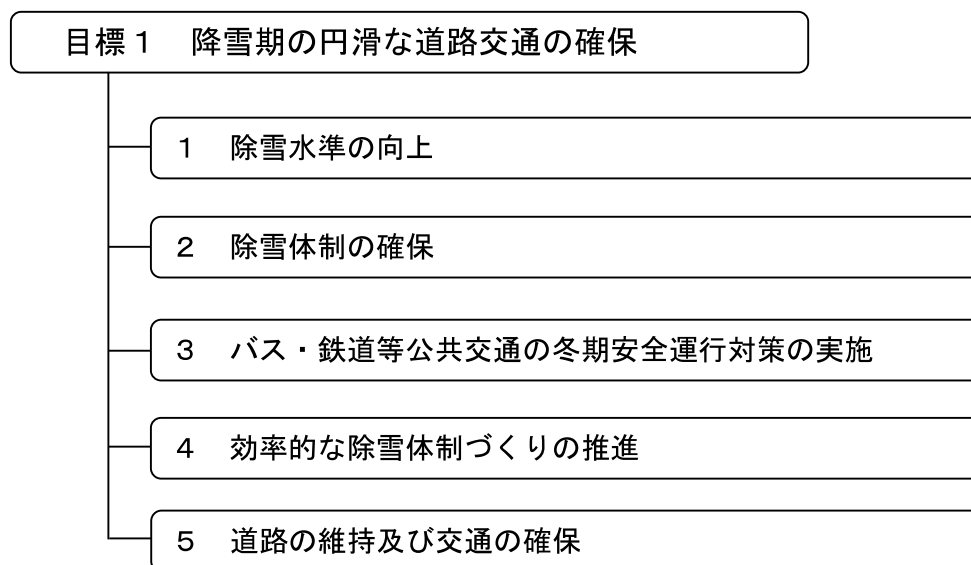
道路除雪体制は、平年値の降雪状況に対応した配置状況となっており、豪雪時に対応した除雪機械の配備は困難な状況にあります。現行の除雪体制を確保するとともに、除雪事業者間の連携を強化することで、効率的な除雪サービス水準の向上を図ります。

また、道路除雪の主力を担う建設業者などにおいては、除雪が事業として安定していないため、自社所有除雪機械の維持や更新が次第に困難となっている状況です。このため、貸与機械を増強するなど現行の除雪体制を確保する対策に取り組みます。

加えて、将来にわたって除雪技術を継承していくために、除雪オペレーターの確保とともに、技術力の向上の支援を図ります。

さらに、冬期間の公共交通、社会情勢の変化に対応した除雪体制の確保を図る必要があることから、長期的な視点に立った体制の見直しを進めます。

【施策の体系】



1 除雪水準の向上

【現状と課題】

除雪出動基準は、地域の気象や路線の重要度、道路への積雪による通行の困難さや路面凹凸の発生、その後の除雪作業の支障等を考慮して決められます。市は、市民の除雪に対するニーズに応えるため、平成 27(2015)年度に除雪出動基準を 12 c m から 10 c m への変更を行い、サービス水準の向上を図りました。

また、令和 2(2020)年度と令和 4(2022)年度の豪雪を踏まえ、除雪作業の遅れによる集落や団地の孤立が発生しないよう除雪路線の見直しを行い、併せて、豪雪時の市道の排雪路線の見直しを行いました。

降雪期における歩行空間の確保では、昭和 63(1988)年から国、県と連携して、機械除雪、消融雪施設の整備を含めた総合的な「雪みち計画」を策定し、地域と一体となった取組を行っています。

今後も、除雪体制の維持を図りながら、除雪水準を確保する必要があります。

表-3 除雪計画の概要 (令和 7(2025)年度)

(1) 車道除雪				
ア 除雪延長				
・市道延長 1156.9 km 市道除雪率 54.3%				
単位：km				
総除雪延長	除雪基準			作業形態
	第一種	第二種	第三種	
628.1	122.6	134.7	370.8	事業者所有除雪車と市所有除雪車により、除雪委託で実施する。
イ 平常時除雪基準				
区分	道路幅員および適用基準		除雪目標	
第1種	通勤通学道路及び国県道に通じる道路で、交通量の多い主要道路		2車線以上の幅員確保を原則とし、緊急時以外は常時交通を確保する。	
第2種	比較的交通量が多く、第一種について重要な道路		1車線を確保し、所々に待避所を設ける。	
第3種	機械除雪が可能な生活道路及び幅員はあるが交通量の少ない道路		1車線を確保する(状況によっては除雪を実施できない場合がある。)	

ウ 緊急時除雪基準（緊急確保路線）

- ・ 緊急確保路線 139 路線 65.7 km
- ・ 異常降雪（24 時間降雪量が 50 cm 以上）により計画路線の確保が困難と判断されたとき、新潟県の緊急確保路線と連携し、市があらかじめ指定した緊急確保路線の交通確保を優先的に図る。
- ・ 緊急確保路線への除雪体制の移行について、柏崎市地域防災計画に基づき、豪雪警戒本部又は豪雪災害対策本部が設置されたとき。

(2) 歩道除雪

単位：km

国県道	市道	計
115.0	58.5	173.5

(3) 除雪出動基準

- ・ 車道除雪 10 cm 以上の積雪が予想される時。
連続降雪により 10cm 程度の降雪が予想され、道路交通確保が必要となったとき。
- ・ 歩道除雪 20 cm 以上の積雪が予想される時。

【施策の方向】

- ・ 除雪出動基準により、新雪除雪、圧雪処理、排雪作業などを適切に実施し、また、市民や事業者の意見を参考に除雪目標や除雪方法の見直しを行い、除雪水準の確保に努めます。
- ・ 講習会等の開催により、除雪オペレーターの育成や技術力向上の支援を行います。
- ・ 降雪期における通学路の確保や、歩道除雪の計画外路線など、地域が行う除雪の支援を行います。

【施策の推進】

- ① 除雪水準の確保
- ② 除雪事業者に対する講習会等の開催
- ③ 冬期歩行者空間の確保及び計画外歩道除雪への支援



除雪講習会

2 除雪体制の確保

【現状と課題】

本市は、人口減少や少子高齢化、建設事業者の廃業などにより除雪事業者は減少傾向にあり、建設事業者以外の事業者の参入で体制を確保していますが、依然として厳しい状況にあります。

令和7(2025)年度除雪計画では、55事業者を地域別に分けて車道除雪を委託し、歩道除雪は10事業者に委託していますが、自社での除雪機械の所有が困難となってきたことから、計画的に市所有の除雪機械の更新・増強を進める必要があります。

また、車道除雪と歩道除雪の事業者間の連携強化や、除雪事業者が異なることで同一地区内の出勤判断に差が生じないように、近接する事業者間の情報共有が必要です。

市では「除雪オペレーター育成支援事業」を実施し、若年層の新規除雪オペレーターの育成支援を図っていますが、依然としてオペレーターの人員確保が課題となっています。

降雪期における道路交通の確保は、市民の安全・安心で快適な生活に欠かせないものであり、除雪体制の確保が求められています。

【施策の方向】

- ・ 現行の除雪体制の継続的な確保及び新規除雪事業者を確保します。
- ・ 市所有除雪機械の計画的更新やリースにより、貸与機械の増強に努めます。
- ・ 効率的な除雪を推進するため、車道除雪と歩道除雪の連携を強化します。
- ・ 近接した車道除雪路線における事業者間の連携に取り組みます。

【施策の推進】

- ①新規事業者の確保
- ②除雪事業者を対象とした若年層のオペレーター育成支援
- ③市所有の除雪機械の増強・貸与
- ④車道除雪と歩道除雪の連携体制の強化
- ⑤近接した車道除雪事業者間の情報共有の強化



除雪機械



車道除雪

3 バス・鉄道等公共交通の冬期安全運行対策の実施

【現状と課題】

バス・鉄道等の公共交通機関は、通勤・通学や通院など市民の日常生活の足として必要不可欠なものであり、降雪期における安全かつ安定した運行の確保を図る必要があります。

【施策の方向】

- ・ 運行事業者からの情報提供や関係機関との連携によるバス路線等の除雪により、安定した運行を確保します。
- ・ 公共交通機関の利用者等へ、豪雪時における運行状況を周知します。
- ・ 鉄道事業者へ豪雪時や強風時の安全かつ安定した運行を要請します。

【施策の推進】

- ① 運行事業者との連携による安全かつ安定した運行の確保
- ② 事業者等のホームページや防災行政無線での情報提供
- ③ 鉄道事業者に対する防風柵、防雪柵等の設置要望

4 効率的な除雪体制づくりの推進

【現状と課題】

住民からの苦情や要望が多いもののひとつに、除雪精度があります。

除雪精度の向上には長年の除雪作業による経験が必要ですが、オペレーターの高齢化が進み、熟練者が離職していく状況で住民のニーズに対応する事は困難です。

そのため、人員不足と経験の浅いオペレーターの割合が多くなっていることが課題となっています。

【施策の方向】

- ・ 除雪技術の補完のため、積雪により目視出来ない障害物を警報音で知らせる運転支援ガイダンス装置等の導入や、ワンオペレーターでの除雪作業に向けたシステムの調査・研究を進めます。

【施策の推進】

- ① 運転支援ガイダンス装置の調査・研究
- ② ワンオペレーター除雪に向けたシステムの調査・研究

5 道路の維持及び交通の確保

【現状と課題】

令和4(2022)年度に発生した重く湿った雪による集中降雪に伴い、山間部を中心として広範囲にわたり多数の倒木による被害が発生し、高柳町地内では倒木に車が接触して運転手が怪我を負われるなどの被害も発生しました。

このような集中降雪等に伴う倒木は、除雪の継続が困難になるだけでなく、事故や停電に至ることから、事前の対策や発生から撤去までを早期に対処する必要があります。

また、災害時における緊急避難路の確保は市民の生命を守る上で最も重要であり、確実な除雪の実施が必要です。

【施策の方向】

- ・過去に倒木の発生件数が多かった地域において、重点的に調査やパトロールを行い、事前に対処することにより、集中降雪等における倒木の発生を抑制します。
- ・倒木発生時において、除雪事業者、電力事業者及び通信事業者等との連携体制を強化することにより、発生から撤去までに要する時間を短縮し、早期の除雪再開を目指します。
- ・災害時における緊急避難路を確保するため、国・県と連携して除雪を実施します。

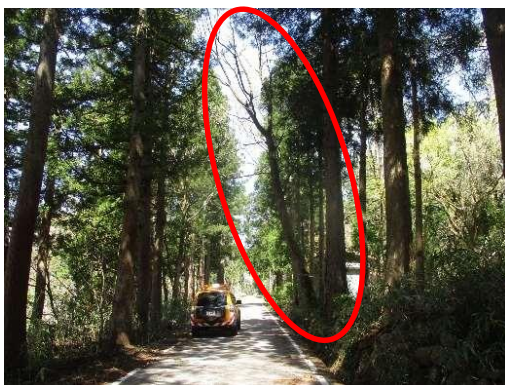
【施策の推進】

- ① 除雪支障物の調査及びパトロールの強化
- ② 倒木処理における除雪事業者や電力事業者等との連携体制の強化
- ③ 災害時における緊急避難路の確保



令和 4(2022)年度から令和 6(2024)年度で倒木が多かったエリアの参考図

上記のほか、倒木による停電が多発したエリアなど、倒木被害のエリア図を作成しパトロールを強化します。



倒木のおそれのある枯れ木



倒木発生の状況

目標2 雪に強いまちづくりの推進

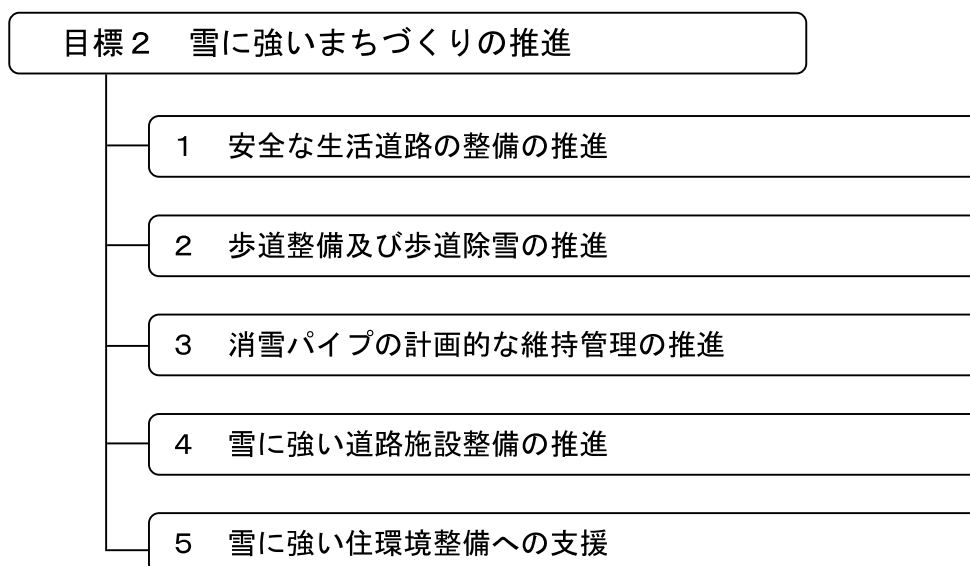
【施策の方針】

道幅が狭く、機械除雪が出来ない生活道路や、通学路を中心とした歩道の整備を進めます。

また、消雪パイプによる消雪は、その効果と市民ニーズが高いことから、既存施設の長寿命化と計画的な更新を進めます。

さらに、生活環境の確保のため、市民・事業者の所有又は管理する敷地や建築物の雪への対応に関して、それぞれが自己の責任で適切に処理する取組を進めます。

【施策の体系】



1 安全な生活道路の整備の推進

【現状と課題】

第三次基本計画期間の4年間で道路改良による市道の整備延長は、令和4(2022)年度に1,570m、令和5(2023)年度に1,067m、令和6(2024)年度に1,654m、令和7(2025)年度に1,625mでした。

今後も、安全・安心な市民生活の確保のため、機械除雪が可能な生活道路の整備が引き続き求められています。

【施策の方向】

- ・生活環境の安全性、利便性及び快適性の向上を図るため、地域と合意形成を図りながら生活道路の整備を進めます。
- ・機械除雪が可能な生活道路の整備を進めます。

【施策の推進】

- ①地域との連携による生活道路整備の推進
- ②機械除雪が可能な道路整備の推進

2 歩道整備及び歩道除雪の推進

【現状と課題】

本市は、通学路の交通安全確保を目的とした「柏崎市通学路交通安全プログラム」を策定しています。このプログラムは、学校、地域、警察、道路管理者などが合同でパトロールを行い、整備が必要な通学路を決定していることから、確実に進める必要があります。

【施策の方向】

- ・通学路の安全な歩行空間の確保を目的とした歩道の整備を進めます。
- ・歩道整備に伴い、降雪期における国・県・市の歩道除雪計画を一体化した「雪みち計画」の見直しを行います。
- ・除雪事業者の適切な配置により、効率的で迅速な歩道除雪に努めます。

【施策の推進】

- ①歩道整備の推進
- ②歩道除雪の推進
- ③国・県と連携した歩道除雪事業者と除雪機械の適切な配置



3 消雪パイプの計画的な維持管理の推進

【現状と課題】

本市では、降雪期における消雪用地下水の過剰揚水等に起因する深刻な地盤沈下に対処するため、平成6(1994)年に「柏崎市地盤沈下防止対策基本指針」を定め、地盤沈下防止対策抑制区域を指定し、新規公共消雪パイプの設置を規制しています。

市が管理する消雪パイプは、井戸 124 か所、パイプ延長は 37.7 km に達しています。施設の機能低下を招かないよう、計画的な更新を進めており、第三次基本計画期間の4年間では2.7 km が更新されています。

今後も計画的な維持管理が求められています。

表-4 消雪パイプの更新状況

年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度
メインパイプ (m)	642	1,082	567	431
井戸 (本)	3	2	3	5

【施策の方向】

- ・消雪パイプの計画的な維持管理を進めます。

【施策の推進】

消雪パイプの定期的な点検や計画的な更新工事の実施



消雪パイプの更新
(井戸)



消雪パイプの更新
(メインパイプ)

4 雪に強い道路施設整備の推進

【現状と課題】

過去に雪崩が発生した、あるいは、発生するおそれのある斜面は、雪崩危険箇所に指定されています。計画された雪崩防止柵の設置は全て完了しましたが、それらの維持管理が必要です。なお、新たに雪崩防止柵の必要な箇所が発見された場合は、設置計画を策定する必要があります。

また、吹きだまりによる交通障害や、地吹雪による視界不良によって引き起こされる事故が少なくありません。

安全な冬期交通の確保には、雪崩や吹きだまりへの対策が必要です。



雪崩防止柵設置状況

【施策の方向】

- ・雪崩防止柵の適正な維持管理を進めます。
- ・吹きだまりによる交通事故の防止対策を進めます。

【施策の推進】

- ①雪崩の発生を防止する施設の維持管理
- ②吹きだまり防止柵、防雪柵の設置



防雪柵設置状況

5 雪に強い住環境整備への支援

【現状と課題】

新築・増改築の確認申請時に、屋根雪処理や堆積場所の確保について聞き取りし、適切な雪処理の実施を要請するとともに、堆積場所を確保できない建物については、融雪式、耐雪式住宅の整備を支援しています。

しかし、市内の建物は、依然として「雪下ろし式住宅」が多く、屋根雪の除雪等により敷地周囲へ支障を来すケースがあります。さらに、高齢者のみの世帯については除雪作業に苦慮し、無理な作業から事故につながることもあるため、積雪を考慮した住宅を建築する必要があります。

また、多雪地域における克雪住宅の集団的な整備を支援するため、雪下ろしを必要としない克雪住宅化に要する経費の一部を「克雪すまいづくり支援事業」により補助しています。当初は鶴川地区のみを対象としていましたが、その後、徐々に対象地区を拡大し、現在は13地区が対象です。令和4(2022)年度以降、4件の補助実績があります。

表-5 克雪すまいづくり支援事業の概要（令和7(2025)年度）

補助制度	概要	補助限度額
克雪すまいづくり支援事業	個人住宅の克雪化工事費用の一部を補助 事前に申請手続が必要 *補助対象地区：鶴川・高柳町・中鯖石・南鯖石・別俣・野田・北条・中通・上米山・上条・北鯖石・田尻・高田地区	融雪式住宅 44万円（要援護世帯 55万円）、その他の克雪住宅 33万円（要援護世帯 44万円）

【施策の方向】

- ・建築物等を新築、増改築する場合には、屋根雪等の堆積場所を確保することに理解を得るとともに、雪の堆積場所等の確保ができない場合は、耐雪式、融雪式住宅の建築への支援を行います。

【施策の推進】

- ①新築・増改築時における屋根雪等の堆積場所確保への支援
- ②耐雪式、融雪式住宅への支援
- ③「克雪すまいづくり支援事業」による支援

目標3 市・市民・事業者による協働の推進

【施策の方針】

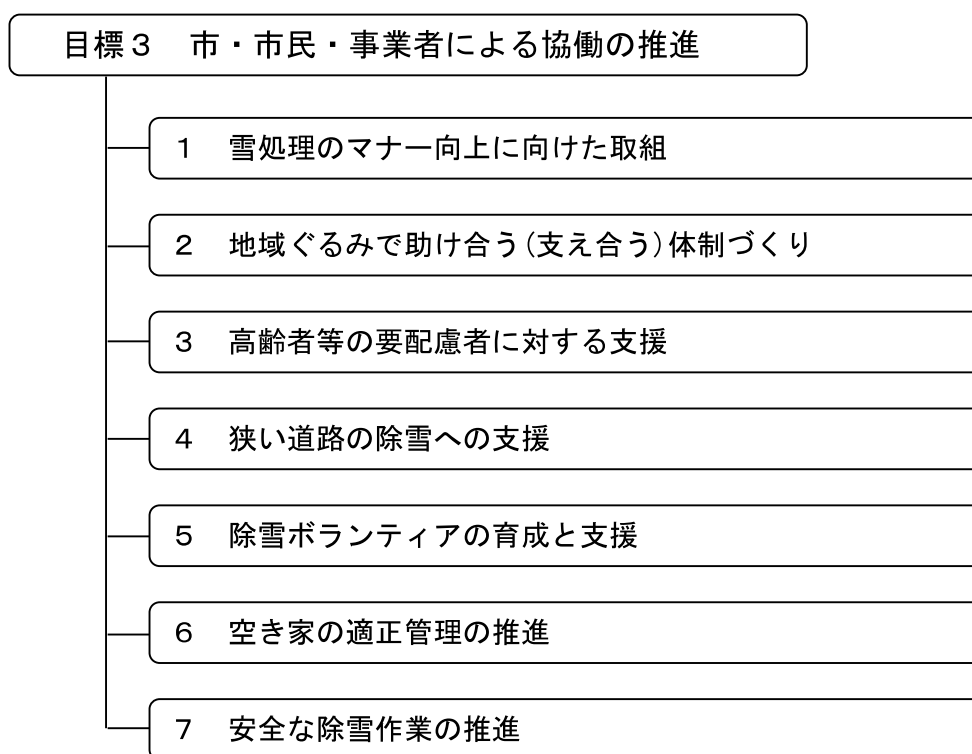
降雪期の道路交通確保のため、市民・事業者の敷地や建築物の屋根雪をそれぞれが自己の責任で適切に処理することが必要であることから、雪処理のマナー向上に向けた取組を進めます。

過疎化、高齢化が深刻で、雪処理などに大きな課題を持つ豪雪地域の集落に対して、降雪期の安全・安心な生活を確保するため、「冬期集落安全・安心確保対策事業」を実施しています。今後は、事業要件を満たす市内の他の集落に支援の拡大を図ります。

機械除雪ができない狭い道路の除雪や、要配慮者世帯に対する除雪の継続的な支援が必要です。

また、市民、事業者、町内会、市民団体など、多様な主体がそれぞれの役割を適切に果たし、共に支え合いながら雪処理に取り組む体制づくりを進めます。

【施策の体系】



1 雪処理のマナー向上に向けた取組

【現状と課題】

敷地内や間口除雪による道路への雪出しや路上駐車は、除雪作業の作業効率の低下を招き、道路交通の渋滞を誘発する一因となります。除雪作業や市民生活に支障を来さないよう、雪処理のマナー向上を図るため、現在行っている広報やホームページによる啓発活動を継続することが必要です。

また、中山間部における冬期の倒木の発生は、交通の妨げとなるだけでなく、除雪作業が困難となります。その倒木になりうる樹木の多くは私有地の樹木であることから、所有者が伐採を行う必要があります、所有者への働きかけが重要となります。

一方、道路除排雪に関して市民等から寄せられる意見や情報も多様化しており、担当部署も複数に及ぶため、総合的な対応が求められています。

【施策の方向】

- ・降雪期における市民生活等のルールの遵守やマナー向上に向け、広報への特集記事の掲載や、ホームページ等による啓発を進めます。
- ・倒木のおそれのある樹木の所有者に対し、伐採等の対策を講じるよう求めます。
- ・雪に関するきめ細かな情報提供に努めるとともに、市民相談に対応するため相談窓口を明確化し、周知します。

【施策の推進】

- ①マナー向上に向け、広報、ホームページによる啓発
- ②私有地における倒木対策の依頼
- ③広報、ホームページによる情報の提供や相談窓口の周知

2 地域ぐるみで助け合う（支え合う）体制づくり

【現状と課題】

人口減少や少子高齢化による人口構造の変化、核家族化、ライフスタイルの変化などにより、降雪期の生活環境に対する市民ニーズは年々多様化しています。

特に高齢化・核家族化の問題は、除雪、見守りなど生活支援を必要とする世帯が増加する一方で、雪処理の担い手の減少や近隣関係の希薄化などによる地域コミュニティの弱体化が危惧されています。

また、降雪期の生活環境をより一層充実していくためには、町内会を始めとする地域コミュニティや様々な市民団体が主体的に関わり、生活支援を必要とする世帯を支えていく体制づくりが必要となっています。

平成 25(2013)年度から、自力で屋根雪の除雪や玄関先の生活路確保等ができない

世帯を地域ぐるみで支える体制を構築した住民組織に対する支援として、「地域で支え合う除雪支援事業」を実施しており、引き続き取り組んでいく必要があります。

【施策の方向】

- ・市民が相互に助け合う地域社会の実現に向けて、市民が地域社会の一員としての役割を自覚してもらえるよう、市民意識の啓発活動を進めます。
- ・地域で支え合う除雪支援の体制づくりを進めます。

表-6 地域で支え合う除雪支援事業の概要（令和7(2025)年度）

補助制度	概要	補助額
地域で支え合う除雪支援事業	自ら雪処理を行うことが困難な世帯に、地域コミュニティが協力して行う除雪作業を支援	1 町内会等につき 上限 10 万円

※ 豪雪により市の警戒本部等が設置された場合については、限度額を 20 万円に引き上げます。

【施策の推進】

- ① 広報、ホームページによる市民意識の啓発
- ② 「地域で支え合う除雪支援事業」による支援

3 高齢者等の要配慮者に対する支援

【現状と課題】

高齢者のみ世帯や障がい者世帯、母子世帯等で、自力で屋根雪の雪処理が困難な要配慮者世帯について、民生委員・児童委員が中心となり、対象世帯の状況把握、見守りを行っています。また、自力で雪処理が困難な要配慮者世帯のうち、市民税非課税世帯又は均等割課税世帯に対して、屋根雪の除排雪に係る経費を「高齢者世帯等除雪費助成事業」により支援しています。

しかし、高齢者人口、高齢者世帯の増加に伴い、民生委員・児童委員の活動による要配慮者世帯の状況把握、見守りにも限界が生じています。

近年の豪雪時においては、除排雪の担い手の確保が困難な状況にあり、この問題に対処するため、民間事業者のほか、ボランティアセンター等による要配慮者世帯の除排雪支援を行っていく必要があります。

また、過疎化、高齢化が深刻な中山間地域では、雪処理が困難な高齢者世帯等の除雪や見守りが必要となっています。本市は、県の「冬期集落安全・安心確保対策事業」を活用し、平成 24(2012)年度から雪処理が困難な高齢者世帯等の除雪や見守りに取り組んでおり、令和 6(2024)年度は、11 地区 18 集落で支援を行いました。

今後も、これらの事業を継続し、支援を行っていく必要があります。

表-7 高齢者世帯等除雪費助成事業の登録世帯の状況

年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
対象世帯	342世帯	330世帯	287世帯

表-8 高齢者世帯等除雪費助成事業の概要（令和7(2025)年度）

補助制度	概要	補助率
高齢者世帯等除雪費助成事業	<p>雪下ろしに当たり、危険除去の支援が必要と認められる世帯に、屋根の雪下ろしにかかった費用の一部を助成</p> <p>対象は、高齢者のみ、心身障がい者のみ、又は高齢者と心身障がい者のみで構成される世帯、母子世帯、これに準ずる世帯で以下の条件をすべて満たす世帯</p> <p>①自力での雪下ろしができない</p> <p>②家族・親族などの支援が受けられず雪下ろしができない</p> <p>③世帯員全員の市民税が非課税又は均等割課税である</p> <p>※事前手続が必要</p>	1日の作業につき、助成対象除雪費の80%又は2万円のうち、どちらか少ない額

表-9 冬期集落安全・安心確保対策事業の概要（令和7(2025)年度）

支援制度	概要	補助率
冬期集落安全・安心確保対策事業	<p>過疎化、高齢化が深刻な集落で、安全・安心な冬期生活を確保するため、対象となる町内会を支援</p> <p>対象となる町内会は、以下のとおり</p> <p>①高齢化率がおおむね50%以上</p> <p>②30世帯未満</p> <p>③除雪業務などの費用想定が20万円以上</p> <p>※補助対象地区は、西山地区を除く</p>	<p>県 50%</p> <p>市 50%</p>

【施策の方向】

- ・民生委員・児童委員、町内会、介護関係機関等と連携し、要配慮者世帯の状況把握に努め、対象世帯の情報の共有化に努めます。
- ・引き続き、民間事業者、ボランティアセンター等による除排雪支援を行います。
- ・県の「冬期集落安全・安心確保対策事業」を活用し、雪処理が困難な高齢者世帯等の除雪や見守りに取り組み、過疎化・高齢化が深刻な集落における安全・安心な冬期生活を確保します。

【施策の推進】

- ①要配慮者世帯の情報共有
- ②除排雪の担い手確保
- ③「冬期集落安全・安心確保対策事業」に該当する集落への周知と事業化への支援



雪下ろし作業

4 狭い道路の除雪への支援

【現状と課題】

令和7(2025)年度現在、市道延長は、1,157kmで、市道除雪延長は628kmと市道延長の54%となっています。除雪路線になっていない狭い道路でも市民ニーズが増えていることから、「道路除排雪費補助金」や「小型除雪機械整備事業補助金」により、引き続き支援に取り組む必要があります。

【施策の方向】

- ・地域が行う除雪計画外路線の除雪への支援を行い、通行確保を図ります。

表-10 道路除排雪費補助金、小型除雪機械整備事業補助金の概要（令和7(2025)年度）

補助制度	概要	補助率
道路除排雪費補助金	道路幅員が狭いため、市で機械除雪ができない道路を町内会などが除排雪をする場合、掛かった費用の一部を補助	除排雪費用の75%
小型除雪機械整備事業補助金	町内会又は地域に住む3世帯以上で構成する組合の小型除雪機械購入費の一部を補助	購入費用の50% (上限75万円) ※1件の購入費用50万円以上

【施策の推進】

- ①「道路除排雪費補助金」による支援
- ②「小型除雪機械整備事業補助金」による支援



町内除排雪費補助



小型除雪機械購入費補助

5 除雪ボランティアの育成と支援

【現状と課題】

高齢者のみ世帯、障がいのある方の世帯を対象に、住居の玄関から道路までの間で必要な範囲の除雪と屋根下除雪を柏崎市社会福祉協議会ボランティアセンターを通じて除雪ボランティアにより実施しています。

除雪ボランティア活動は、危険が伴うため、安全に活動ができるよう、経験豊富なボランティアを「除雪ボランティアコーディネーター」として委嘱しています。

また、地域福祉やボランティア活動の啓発により、ボランティアに対する理解を深めるとともに、人材育成にも努める必要があります。

【施策の方向】

- ・柏崎市社会福祉協議会のホームページや広報紙の活用により、除雪ボランティアの活動を市内外へ広く周知します。
- ・除雪ボランティアの活動を紹介することにより、市民からの活動に対する理解を深め、市民参加の機運を高めていきます。
- ・除雪活動期間だけではなく、降雪前の事前調査や除雪依頼者から要望を聞き取ることにより、冬期間のニーズの調査を実施します。

【施策の推進】

- ①除雪ボランティア活動の周知
- ②除雪ボランティアの育成
- ③除雪ボランティアのニーズの調査



除雪ボランティア活動

6 空き家の適正管理の推進

【現状と課題】

過疎化、核家族化などの進行により本市においても空き家が増加し、老朽化による建築資材の飛散やゴミの不法投棄等による生活環境の悪化、犯罪の誘発、火災の危険、景観の悪化などが地域にとって深刻な問題となっています。また、降雪期に屋根雪が道路へ落下し、通行の危険や除雪作業に障害が生じるなど、通行規制せざるを得ない箇所も発生しています。

平成 27(2015)年 5 月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、「柏崎市空家等の適正な管理に関する条例」を令和 6(2024)年 9 月に改正しました。令和 6(2024)年度に空き家実態調査を実施、令和 7(2025)年度には空家等対策計画を策定し、市内の空き家対策を進めています。

【施策の方向】

- ・問題が生じるおそれのある空き家等に対しては、町内会の情報を基に、所有者又は管理者に対して対策を講じるよう求めます。
- ・空き家から生じる課題解決に向け、関係法令による対応や空き家の活用策について、空家等対策計画に基づいて事業を進めます。

【施策の推進】

- ①空き家所有者等に対する行政指導
- ②緊急安全措置による対応策の実施
- ③空き家バンクの推進による空き家発生の抑制

7 安全な除雪作業の推進

【現状と課題】

近年の雪による市内の被害状況は、表-12・13 のとおり人的被害が発生しています。記録的な豪雪だった平成 29(2017)年度、令和 2(2020)年度は、被害者の多くを高齢者が占めており、また、人的被害は「雪下ろし等除雪作業によるもの」と「除雪機械事故によるもの」が原因となっています。

特に、豪雪時における屋根の雪下ろし作業は危険な作業であり、単独での作業は事故発生時に人命に関わることから、引き続き被害を無くすため、安全に雪下ろしが出来る環境整備が必要です。

表-11 克雪すまいづくり支援事業の概要（令和7(2025)年度）

補助制度	概要	補助限度額
克雪すまいづくり支援事業	住宅屋根に命綱固定アンカーを設置する費用の一部を補助 *補助対象地区：鶴川・高柳町・中鯖石・南鯖石・別保・野田・北条・中通・上米山・上条・北鯖石・田尻・高田地区	10万円

表-12 柏崎市内の雪による被害者数

単位：人

年 度	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
死亡者数	2 (0)	0	3 (2)	0	0
重軽傷者数	12 (10)	10 (7)	16 (8)	10 (9)	3 (2)
合計	14 (10)	10 (7)	19 (10)	10 (9)	3 (3)

※（ ）内は、65歳以上人数

表-13 柏崎市内の人的被害の原因別内訳

単位：人

年 度	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
雪下ろし等除雪作業によるもの	4 (3)	9 (7)	12 (8)	9 (9)	3 (2)
屋根雪落下等によるもの	1 (1)	0	0	0	0
除雪機事故によるもの	3 (1)	1	2 (1)	1	0
その他	6 (5)	0	5 (1)	0	0

※（ ）内は、65歳以上人数

【施策の方向】

- ・屋根の雪下ろし作業を安全に行うため、命綱固定アンカーの設置を支援します。
- ・事故防止の啓発を進めます。

【施策の推進】

- ①「克雪すまいづくり支援事業」による支援
- ②広報、ホームページなどによる啓発

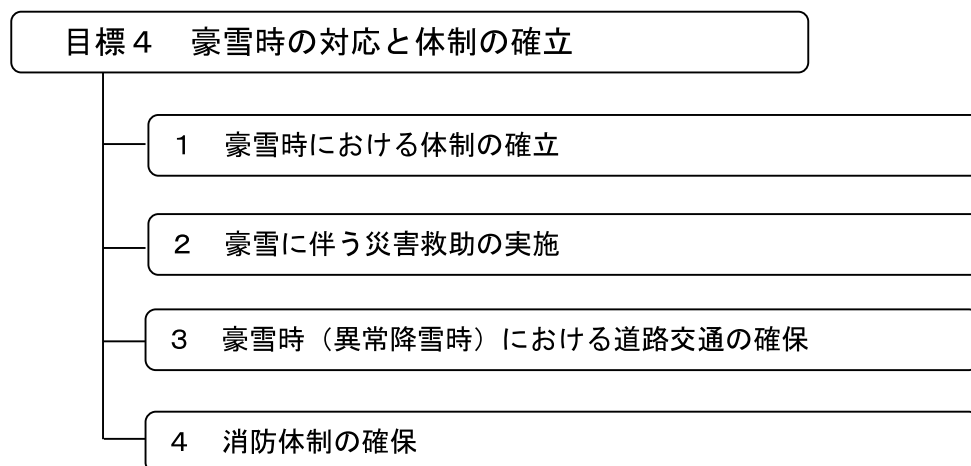
目標4 豪雪時の対応と体制の確立

【施策の方針】

豪雪時における災害予防活動を円滑に推進するため、毎年降雪期までに市の雪害対策に関する計画を集約した「雪害予防計画」を策定し、相互の連絡・調整等、雪害予防体制の強化を図ります。

今後も「雪害予防計画」により豪雪時における対応と体制の確立を継続します。

【施策の体系】



1 豪雪時における体制の確立

【現状と課題】

豪雪時における体制を確立することにより、市民生活への影響を最小限に抑える必要があります。

雪害予防対策の強化と豪雪による災害への即応体制を図るため、基準に基づき「柏崎市大雪警戒本部」、「柏崎市豪雪災害対策本部」を設置します。また、豪雪災害対策本部を設置した場合には、必要に応じて、高柳町事務所及び西山町事務所に現地対策本部を設置します。

また、国・県との連携を始め、地域との連携・協力による、市民ぐるみで豪雪を克服できる体制づくりが必要です。

表－14 豪雪時の体制

項目	内容
大雪警戒本部の設置基準	①市内降積雪観測点のうち、いずれかの積雪深が 240 c m を超えたとき。 ②指定観測点の平均積雪深が 160 c m を超えたとき。 ③その他地域の実情等を考慮し、市長が特に必要と認めたとき。
豪雪災害対策本部の設置基準	①旧市町単位を含む指定観測点の平均積雪が新潟県災害救助条例適用基準積雪深を超えると予想されるとき。 (全市及び旧市町単位平均：全市 6 か所 210 c m、旧柏崎市 3 か所 200 c m、旧西山町 1 か所 200 c m、旧高柳町 2 か所 296 c m) ②その他地域の実情等を考慮し、市長が特に必要と認めたとき。
指定観測点 (6 か所)	柏崎総合高校 柏崎市元城町 4194 番地 中鯖石宮平 柏崎市大字宮平 102 番地 5 旧鵜川小学校 柏崎市大字女谷 4537 番地 1 西山町事務所 柏崎市西山町池浦 117 番地 2 高柳町事務所 柏崎市高柳町岡野町 1774 番地 1 高柳町石黒地域活動 拠点施設 柏崎市高柳町石黒 1694 番地
豪雪災害対策本部の解散	市長は、豪雪による社会的な混乱が収束し、新たな被害の発生可能性が低いと判断されるときは豪雪災害対策本部を解散する。
豪雪に関する体制、本部設置等の通知	市長は、豪雪災害対策本部等を設置又は解散したときは、防災会議委員、市議会議員、県危機対策課その他防災関係機関に通知するとともに、全職員に周知する。

【施策の方向】

- ・国・県・市町村・NEXCO・警察・消防等関係機関との広域連携の強化に努めます。
- ・市民、事業者等との連携・協力を進めます。
- ・雪崩の発生及び雪崩による被害の防止に努めます。

【施策の推進】

- ①国・県・北陸自動車道の関係機関及び
周辺自治体との広域連携の強化
- ②地域との連携・協力の推進
- ③雪崩の監視及びパトロールの強化



雪崩パトロール

2 豪雪に伴う災害救助の実施

【現状と課題】

平成 25(2013)年 2 月に、中山間地を中心として豪雪となり、高柳町に災害救助法（以下「法」という。）が適用されましたが、同程度積雪があった隣接の鶴川地区では法が適用されませんでした。これは法の運用上、旧市町域を単位として適用するという制約があるためです。

豪雪災害は、地震・風水害等の災害と異なり、緩慢かつ長期にわたる災害で、応急救助に着手すべき時点の把握が難しい特徴があります。

災害の事態が急迫し、災害救助法又は新潟県災害救助条例（以下「県条例」という。）に基づく救助のいとまがない場合は、周辺地区の積雪状況及び要配慮者世帯等の救助が必要な世帯の状況を勘案し、新潟県柏崎市災害救助規則（以下「市災害救助規則」という。）に基づく救助の実施が必要です。

【施策の方向】

- ・ 法又は県条例の適用に当たり、市内の降積雪状況及び雪による被害状況の詳細把握を行い、県に対し、法又は県条例の適用を協議します。
- ・ 豪雪時には、特に要配慮者の安否確認、除排雪等の状況把握の強化に努め、また、法又は県条例が適用されない場合は、市災害救助規則に基づく救助を実施します。

【施策の推進】

- ①指定観測点の機械化及び雪による被害状況の把握
- ②市災害救助規則に基づく救助の実施



豪雪に伴う災害救助の様子(高柳町地内)

3 豪雪時（異常降雪時）における道路交通の確保

【現状と課題】

令和4(2022)年12月19日から24日にかけて市街地や平野部においても連続降雪量が155cmの異常降雪となり、令和3(2021)年度に引き続き市内全域への災害救助法が適用されました。

一部地域では道路除雪できない区間が発生し、長時間の車両の立ち往生や滞留発生になるなど、市民生活や産業活動に大きな支障が生じたことから、異常降雪時における対応が求められています。

【施策の方向】

- ・異常降雪時には、緊急車両や物流などの通行の確保を優先するため、第1種除雪路線のうち優先して除雪を行う路線を市があらかじめ「緊急確保路線」として指定し、国・県と連携して除雪を実施します。

表-15 市道等の緊急確保路線（令和7(2025)年度）

事務所区分	路線数	延長 (m)	備考
本庁	129	60,488	農道1路線含む
高柳町事務所	5	2,313	
西山町事務所	5	2,862	
合計	139	65,663	

【施策の推進】

緊急確保路線の指定によるバス・鉄道等公共交通路線等の確保



緊急確保路線の除雪

4 消防体制の確保

【現状と課題】

積雪時においても「市民の生命、身体、財産を守る」消防の使命遂行のため、消防体制の強化を図るとともに、緊急車両の出動体制を確保し、火災予防の徹底を消防団、自主防災組織及び地域住民と連携することが必要です。令和 4(2022)年度及び令和 6(2024)年度には、1次体制による消防水利の確保を実施しており、その他の降雪時にも道路状況調査に併せて消防水利の確保を実施しています。

表-16 消防署の除雪体制

除雪体制	降雪量	消防水利確保目標
1次	50 c m	5割
2次	70 c m	3割
3次	100 c m	2割

※降雪量は、消防署・分遣所の降雪量

【施策の方向】

- ・消防団、自主防災組織及び地域住民との連携による豪雪地域の防災体制及び消防水利を確保します。
- ・消防署においては、降雪状況により 1次体制から 3次体制で消防水利を確保します。
- ・積雪時における火災予防、除雪による事故防止、危険物等の漏えい事故防止を広報等により周知します。

【施策の推進】

- ①出動体制の確保
- ②火災予防等の徹底



消防による水利除雪

【資料編】 柏崎市の現況

(1) 人口

1) 将来人口

第六次総合計画前期基本計画では、人口が減少するという現実を真摯に受け止めつつ、人口減少を緩やかにするための施策の推進により、令和12(2030)年度の推計人口を7.0万人としています。

(表) 各ケースの将来推計人口

(人)

	2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2045 (R27)	2050 (R32)	2055 (R37)	2060 (R42)	2065 (R47)	2070 (R52)
①：社人研準拠	75,109	70,310	65,522	60,718	55,921	51,217	46,614	42,150	37,888	33,877
②：合計特殊出生率が平均値で推移	74,930	69,923	64,905	59,903	54,938	50,066	45,303	40,676	36,246	32,073
③：合計特殊出生率が向上	74,905	69,983	65,137	60,382	55,708	51,126	46,661	42,349	38,223	34,366
④：転出と転入が均衡	75,109	70,310	66,138	61,852	57,498	53,241	49,132	45,160	41,364	37,788

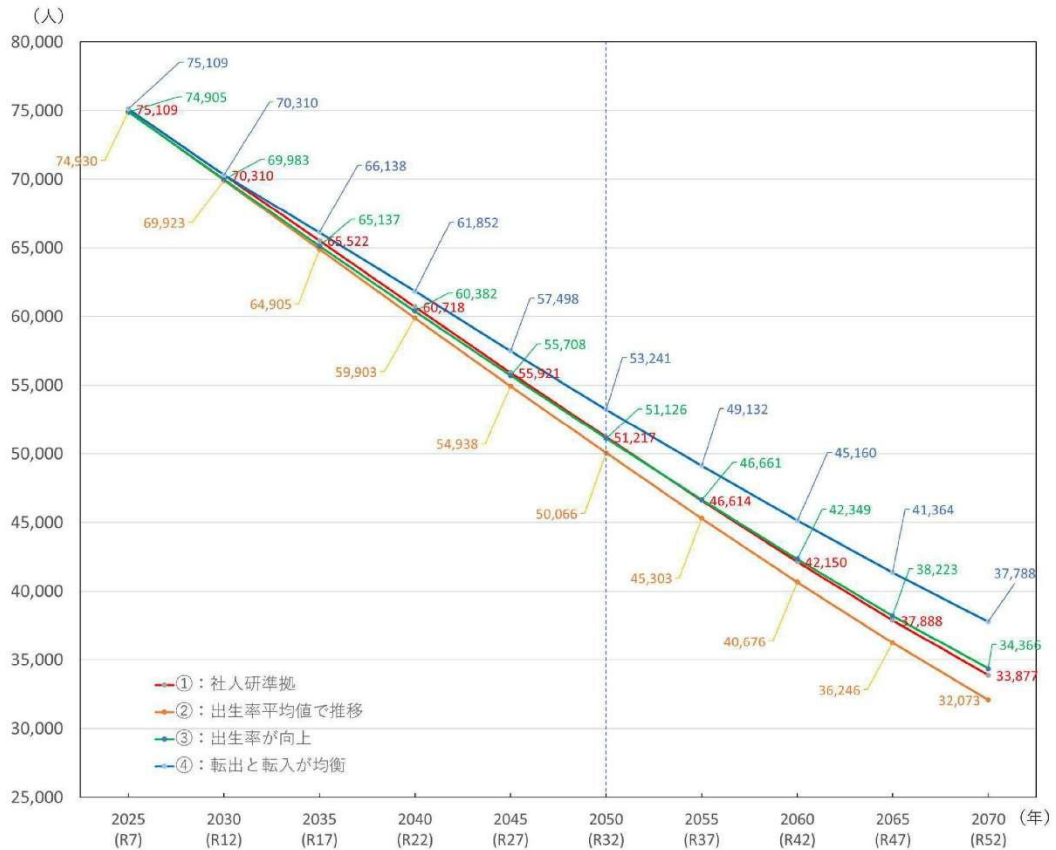


図-1 将来推計人口

出典：柏崎市第六次総合計画 前期基本計画

2) 人口減少・少子高齢化の加速

本市の総人口は令和3(2021)年度の80,595人から令和7(2025)年度においては75,202人に減少しています。

また、本市の高齢化率は、令和3(2021)年度の34.4%から令和7(2025)年度においては36.3%に上昇しており、今後も高齢化が進むことが見込まれます。

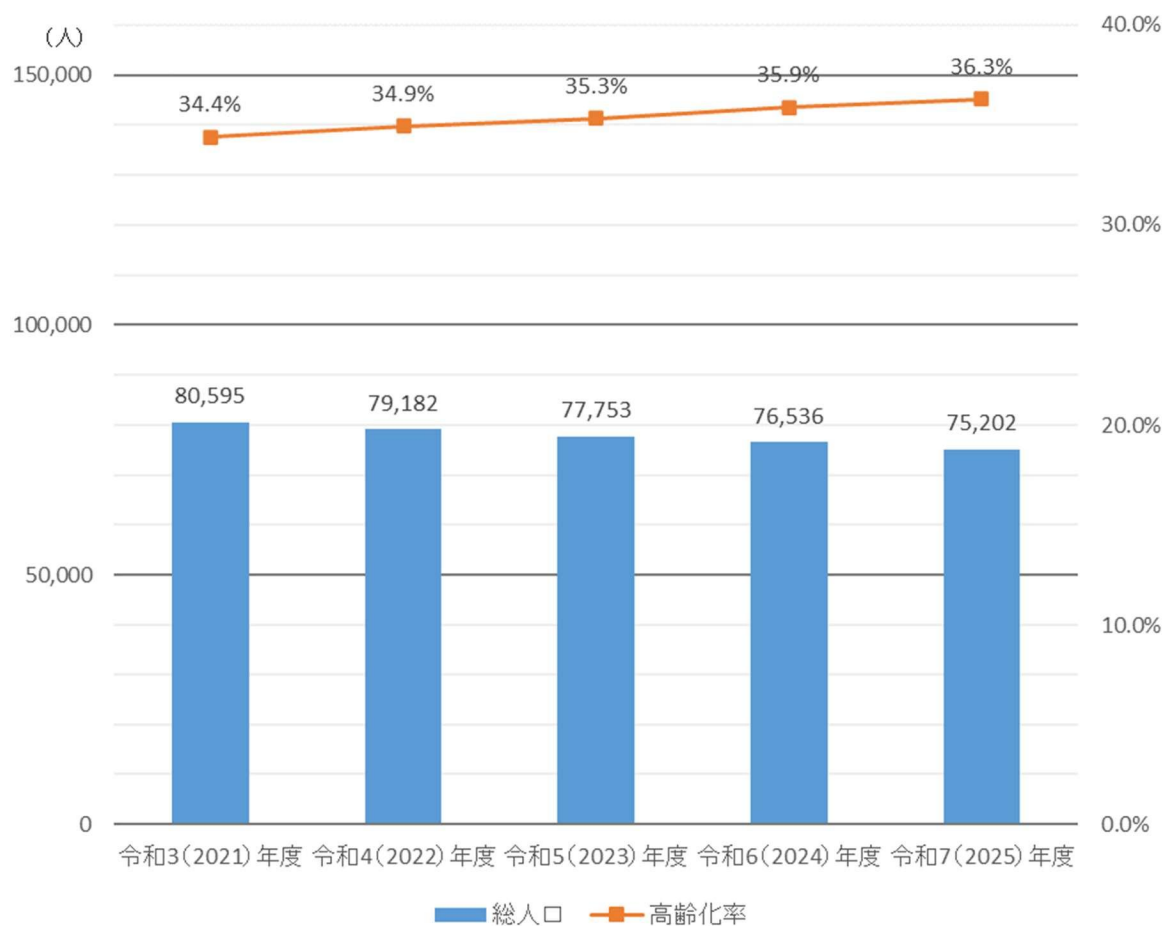


図-2 高齢化率・総人口の推移

出典：各年9月末現在の住民基本台帳人口

(2) 市民ニーズ

第六次総合計画基本構想・前期基本計画策定における市民アンケート結果（抜粋）

（調査の概要）

対象者：柏崎市に居住する 18 歳以上の市民 3,000 名
 調査期間：令和 6(2024)年 7 月 3 日（水曜日）から 7 月 31 日（水曜日）まで
 調査方法：郵送による配布・回収または Web
 調査票配布数：3,000 票（有効配布数 2,995 票）
 回収数：1,112 票（回収率：37.1 パーセント（有効配布数に対する回収数の割合））

柏崎市の現状の満足度についてのアンケート結果では、除雪対策の強化に対して「満足」、「どちらかといえば満足」が 37.6%、「どちらかといえば不満」、「不満」が 54.3%と否定的な評価が半数を超える結果となっています。

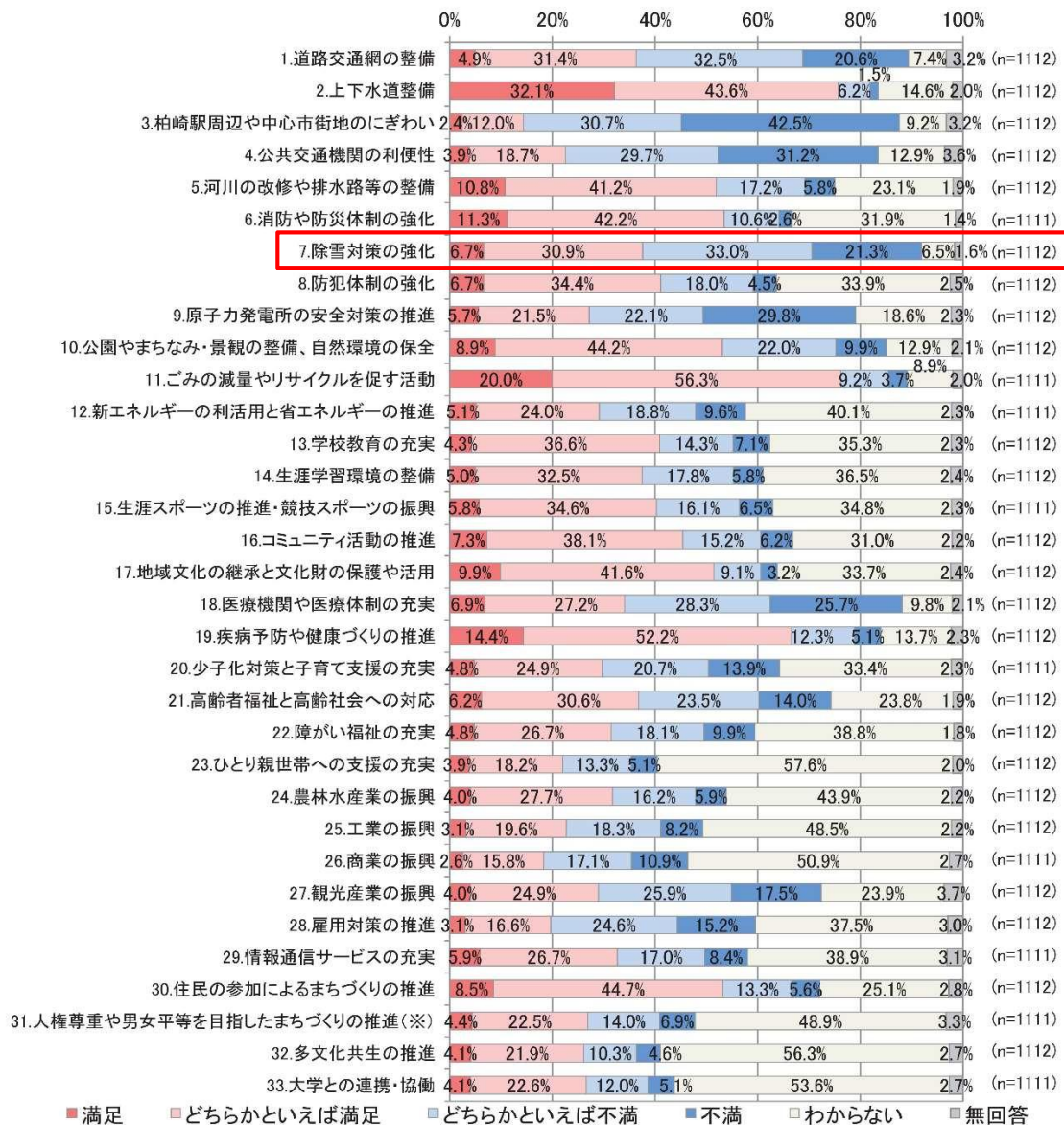


図-3 現状の満足度 出典：市民アンケート結果より

今後の重要度についてのアンケート結果では、「重要」、「どちらかといえば重要」が91.7%と調査を行った33項目の中でも2番目に高い結果となっていることから、除雪対策に対する市民の注目度の高さがうかがえます。

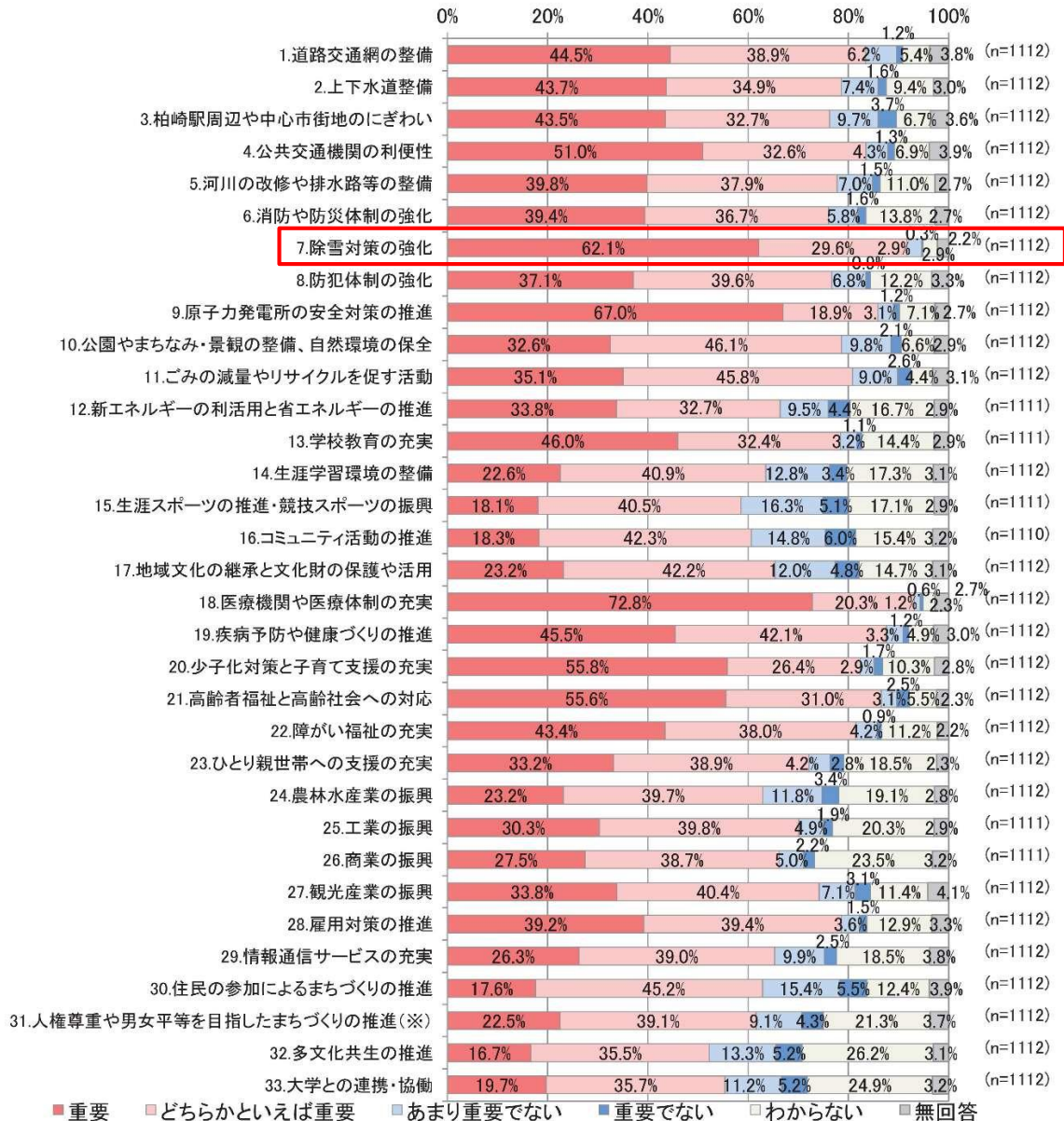


図-4 今後の重要度

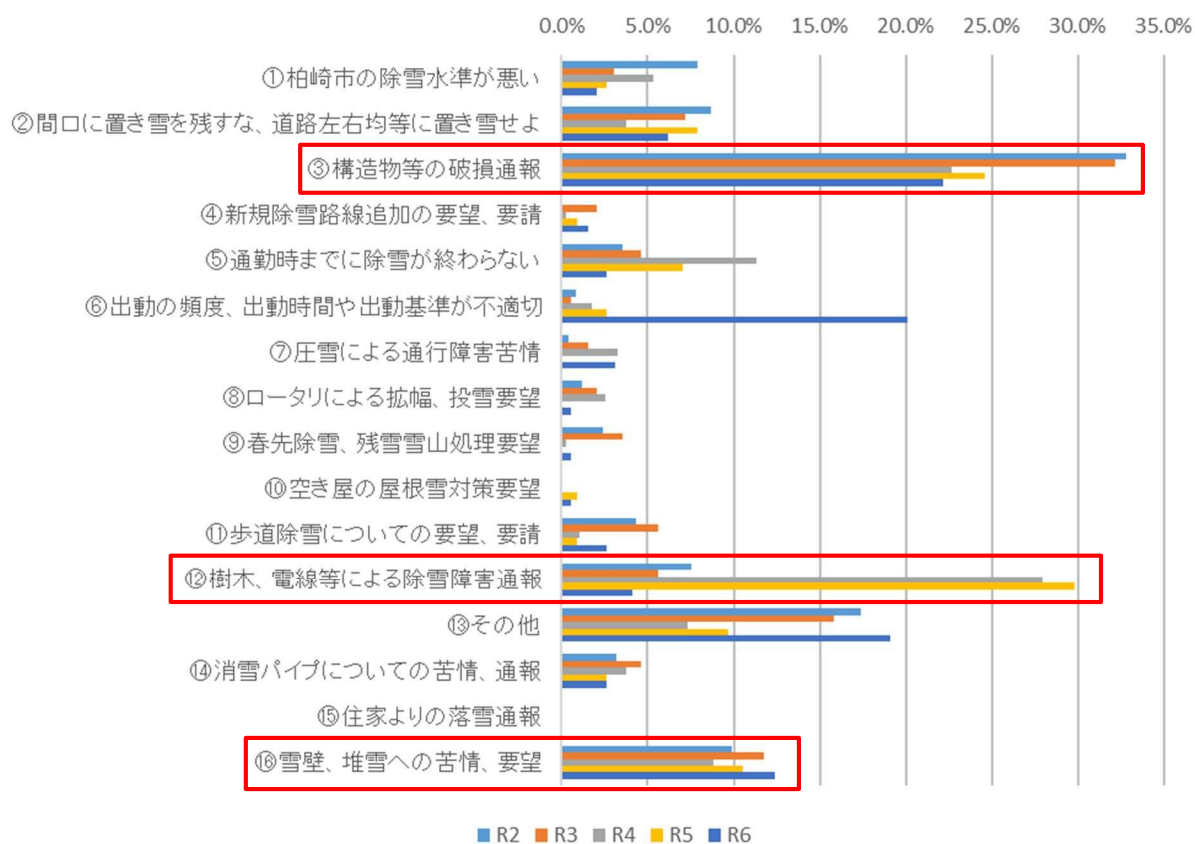
出典：市民アンケート結果より

イ 市道除雪に関する意見・要望

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度における5か年の平均件数は231件であり、毎年多くの意見要望が寄せられています。

「構造物等の破損通報」が26.6%、次いで、「樹木、電線等による除雪障害通報」が15.9%と多く、豪雪の年は「雪壁、堆雪への苦情、要望」の割合が多い傾向にあります。

内容	令和2(2020)年度～ 令和6(2024)年度 平均件数		平成27(2015)年度～ 令和元(2019)年度 平均件数	
①柏崎市の除雪水準が悪い	10.8	4.7%	2.8	1.4%
②間口に置き雪を残すな、道路左右均等に置き雪せよ	14.4	6.2%	14.2	7.0%
③構造物等の破損通報	61.4	26.6%	32.4	16.0%
④新規除雪路線追加の要望、要請	1.8	0.8%	3.2	1.6%
⑤通勤時までには除雪が終わらない	15.2	6.6%	4.4	2.2%
⑥出勤の頻度、出勤時間や出勤基準が不適切	10.4	4.5%	17.0	8.4%
⑦圧雪による通行障害苦情	4.6	2.0%	22.6	11.1%
⑧ロータリによる拡幅、投雪要望	3.6	1.5%	6.8	3.3%
⑨春先除雪、残雪雪山処理要望	3.0	1.3%	0.0	0.0%
⑩空き屋の屋根雪対策要望	0.4	0.2%	0.0	0.0%
⑪歩道除雪についての要望、要請	6.4	2.8%	7.6	3.7%
⑫樹木、電線等による除雪障害通報	36.6	15.9%	11.2	5.5%
⑬その他	30.4	13.1%	27.8	13.7%
⑭消雪パイプについての苦情、通報	8.0	3.5%	20.2	10.0%
⑮住家よりの落雪通報	0.0	0.0%	0.0	0.0%
⑯雪壁、堆雪への苦情、要望	23.8	10.3%	32.6	16.1%
計	230.8	100.0%	202.8	100.0%



図一5 市道除雪に関する意見・要望

出典：柏崎市資料

(3) 降雪傾向

過去 10 年間の降雪傾向を見ると、2 回の記録的な豪雪となっています。

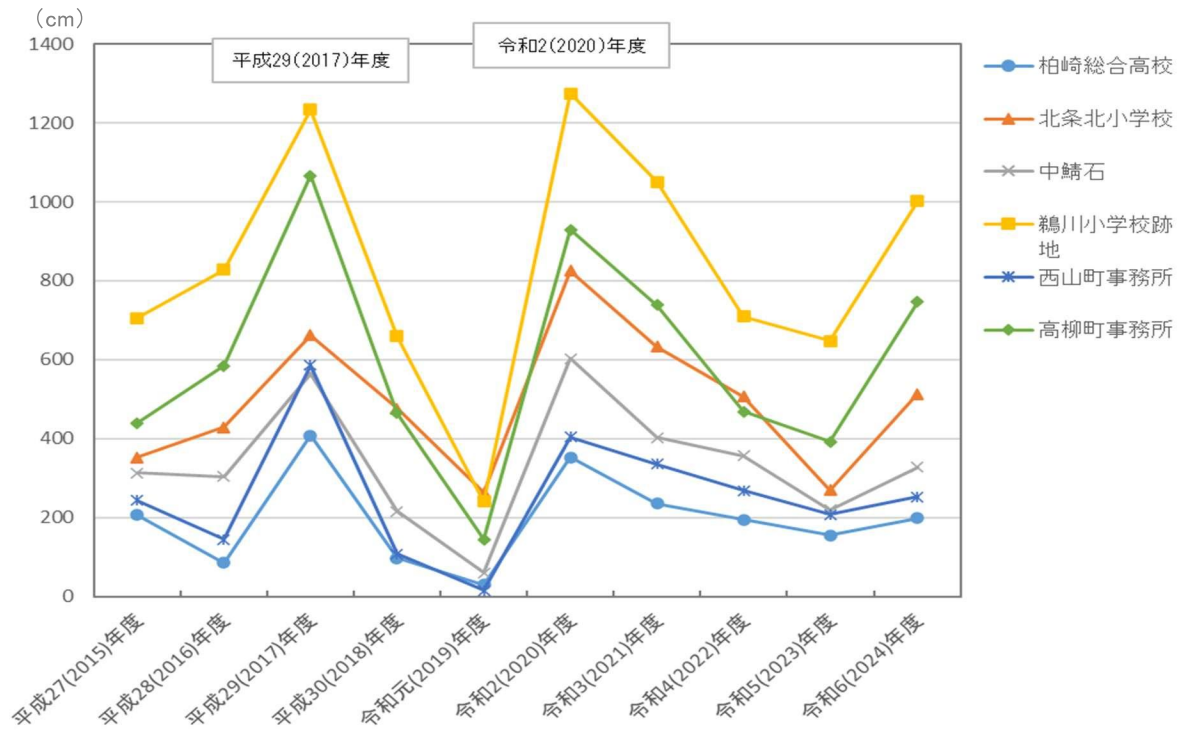


図-6 年度別累計降雪量

出典：柏崎市資料

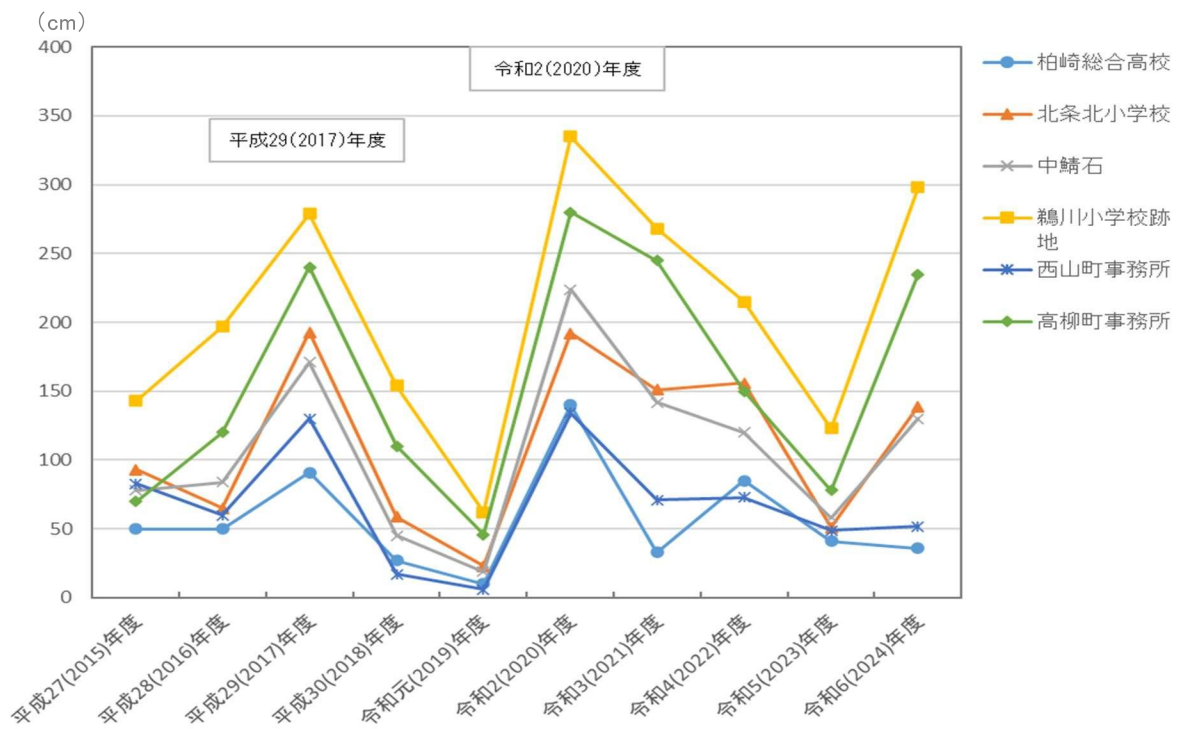


図-7 年度別最大積雪深

出典：柏崎市資料

(4) 過去の雪に関する災害発生状況

災害発生状況（平成 22(2010)年以降）

名称	年月日	被害状況及び対策	気象状況	罹災区域
22 年豪雪	22. 1 ～ 22. 3	新潟市など下越の海岸平野部を中心に記録的な大雪となり、「59 年豪雪」以来、新潟市では大雪となった。 柏崎市では、1 月 12 日から降り始めた雪は、13 日～14 日にかけて市街地でも 1 日 55 c m の降雪になり、市内各地で列車、バスなどの公共交通機関に大きな影響を与えた。	・指定観測所の最大積雪深 330 c m ・指定観測所の最大日降雪量 138 c m	市内 全域
23 年豪雪	23. 1 ～ 23. 3	前年と同じく、日本海の山沿いを中心に、記録的な大雪となった。 柏崎市では、重傷者 4 名、軽傷者 4 名の人的被害が発生するとともに、公共交通機関等に大きな影響を与えた。	・指定観測所の最大積雪深 330 c m ・指定観測所の最大日降雪量 75 c m	市内 全域
平成 23 年度豪雪	24. 1 ～ 24. 3	前年に続き、3 年連続の記録的な大雪となった。柏崎市では、死者 2 名、重傷者 3 名及び軽傷者 11 名の人的被害並びに住家一部損壊 9 棟を含む計 31 件の建物被害が発生し、また、公共交通機関等に大きな影響を与えた。 ・豪雪警戒体制 (H24. 1. 15 9:30) ・豪雪対策本部 (H24. 1. 27 9:30) ・柏崎市全域に災害救助法が適用される (H24. 1. 28)	・指定観測所の最大積雪深 365 c m ・指定観測所の最大日降雪量 105 c m	市内 全域
平成 24 年度豪雪	25. 1 ～ 25. 3	前年に続き、鶴川地区及び高柳地区などの中山間地区を中心とし、4 年連続の記録的な大雪となった。 柏崎市では、死者 1 名、重傷者 3 名及び軽傷者 5 名の人的被害の被害者が発生し、また公共交通機関等に大きな影響を与えた。 ・豪雪警戒本部（高柳町現地対策本部）設置 (H25. 1. 29 10:00) ・豪雪対策本部設置 (H25. 2. 22 10:30) [※災害対策基本法に基づく] ・旧高柳町に災害救助法が適用される (H25. 2. 22 15:00)	・指定観測所の最大積雪深 362 c m ・指定観測所の最大日降雪量 100 c m	市内 全域

<p>令和2年度 豪雪</p>	<p>令和 3.1.3 ～ 3.1.31</p>	<p>近年まれに見る記録的な豪雪となり、平成24(2012)年以来の災害救助法適用となった。</p> <p>柏崎市では、死者2名、重傷者3名及び軽症者8名の人的被害が発生し、また公共交通機関等に大きな影響を与えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雪に関する警戒本部 (R3. 1. 3 9:00) ・豪雪対策本部 (R3. 1.10 10:30) ・柏崎市全域に災害救助法が適用される (R3. 1.10 13:00) 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定観測所の最大積雪深 390cm ・指定観測所の最大日降雪量 105cm 	<p>市内 全域</p>
<p>令和4年度 豪雪</p>	<p>令和 4.12.18 ～ 5. 3</p>	<p>12月18日から降り始めた雪は、令和2(2020)年度以来の記録的大雪になり、災害救助法適用となった。</p> <p>柏崎市では、死者3名、重傷者7名及び軽症者9名の人的被害が発生し、また国道8号、国道116号における大規模車両滞留など公共交通機関等に大きな影響を与えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雪に関する警戒本部 (R4.12.19 15:40) ・豪雪対策本部 (R4.12.19 21:15) ・柏崎市全域に災害救助法が適用される (R4.12.19 21:15) 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定観測所の最大積雪深 215cm ・指定観測所の最大日降雪量 69cm 	<p>市内 全域</p>

出典：柏崎市地域防災計画（資料編）

■発行 令和8(2026)年3月
■発行者 柏崎市
■編集者 柏崎市都市整備部道路維持課
■連絡先 柏崎市都市整備部道路維持課
〒945-8511 柏崎市日石町2番1号
電話 0257-23-5111 (代)
FAX 0257-23-5116
E-mail : iji@city.kashiwazaki.lg.jp